

水と緑を活かし 次代に引き継ぐまち なかがわ



第3次那珂川市環境基本計画

令和6(2024)年3月

那珂川市

はじめに

那珂川市は、名前のとおり那珂川が市の中央を南北に貫流し、北部の市街地と南部の自然豊かな環境が近接するバランスの取れたまちとなっています。

豊かな自然、快適な環境は、私たちだけに与えられたものではなく、次代に引き継ぐために、積極的に保全及び創造しなければなりません。このため、本市では、平成16(2004)年に「水と緑のなかがわ環境プラン(那珂川町環境基本計画)」を策定し、それ以降平成26(2014)年に第2次那珂川町環境基本計画を策定し、環境施策を進めてきました。



それに続く本第3次那珂川市環境基本計画は、第2次計画までの総括をもとに、課題を整理し、さらに深刻化する気候変動問題への取り組みや環境に関わる社会情勢の変化に対応した内容の検討を行い、令和6(2024)年度から10年間の本市の環境まちづくりの取組の基本方針として策定しました。

これに先駆け、令和4(2022)年2月に、2050年までに温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ那珂川」を宣言しました。これは、近年続いている集中的な大雨や高温の原因と考えられている地球温暖化から、本市の誇りである豊かな自然を守り、次代に引き継ぐためです。

本計画では、本市が目指す環境の将来像「水と緑を活かし次代に引き継ぐまちなかがわ」の実現に向け、市民や関係団体・事業者の皆様と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、度重なるご審議をいただきました那珂川市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ、パブリックコメント等でご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

2024(令和6)年3月 那珂川市長

武末茂喜

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の背景・目的.....	1
2 計画の役割.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の範囲.....	3
5 計画の期間.....	3
6 計画策定の方向性.....	4
7 各主体の役割.....	5
第2章 那珂川市の現状と課題	6
1 社会情勢の変化.....	6
2 環境の現状.....	13
3 前計画の評価.....	22
4 市民アンケート調査.....	24
5 那珂川市の課題.....	26
第3章 那珂川市がめざす環境	27
1 環境の将来像と環境目標.....	27
2 施策体系.....	28
第4章 目標実現に向けた取り組み	30
環境目標1 ゼロカーボンを実現するまち.....	30
環境目標2 4Rにより循環型社会を実現するまち.....	36
環境目標3 豊かな自然を育み伝えるまち.....	39
環境目標4 みんなが安心・快適に暮らせるまち.....	42
第5章 地域気候変動適応計画	45
1 気候変動への適応とは.....	45
2 気候変動における影響の評価.....	46
3 気候変動の影響への適応策.....	49
第6章 ワンヘルスの推進に関する取り組み	52
1 ワンヘルスとは.....	52
2 福岡県ワンヘルス推進行動計画とは.....	53
3 具体的な取り組み.....	54
第7章 計画の推進体制と進行管理	56
1 計画の推進体制.....	56
2 計画の進行管理.....	58
資料編	59

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画の概要

1 計画改定の背景・目的

那珂川市（以下「本市」という。）では、町制であった平成16（2004）年3月「水と緑のなかがわ環境プラン（那珂川町環境基本計画）」を策定し、平成23（2011）年3月の部分的見直し、平成26（2014）年3月の「第2次那珂川町環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）の策定、平成31（2019）年3月の第2次計画中間見直しを経て、現在に至ります。

近年、社会情勢は大きく変化しています。国内では、平成30（2018）年に閣議決定された「*第五次環境基本計画」において、「*持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」の考え方を活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要と示されています。各地域においては、地域の活力を最大限に発揮する「*地域循環共生圏」の考え方により、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあうことが求められています。

令和2（2020）年には、政府は「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和3（2021）年に閣議決定した「*地球温暖化対策計画」では、「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に*温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを掲げています。また、近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、平成30（2018）年には「*気候変動適応法」が施行され、各地域において自然的・経済的・社会的状況に応じた*適応策を講じていくことが求められています。

令和元（2019）年には「*食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4（2022）年には「*プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、*循環型社会の実現に向けた新たな課題にも積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市の商工業は小売・卸売業、製造業が中心となっていますが、経営基盤の確保や後継者の確保などが課題となっています。また、豊かな自然などの地域資源を生かした観光振興に取り組んでいますが、更なる拡大が求められています。その他にも人口減少や少子高齢化の進行、頻発する自然災害への備え、公共インフラの老朽化など、環境問題と合わせて解決すべき課題を抱えています。

このような、本市を取り巻く社会情勢の変化への対応や、「第2次計画」の計画期間の終了に伴い、SDGs や*脱炭素社会の実現など、近年の環境意識や社会情勢の変化を踏まえた「第3次那珂川市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画では、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図り、すべての市民が良好で豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来の世代に引き継がれていくまちを実現することを目的とします。

2 計画の役割

本計画には、前項の目的を達成するために、以下に示す3つの役割があります。

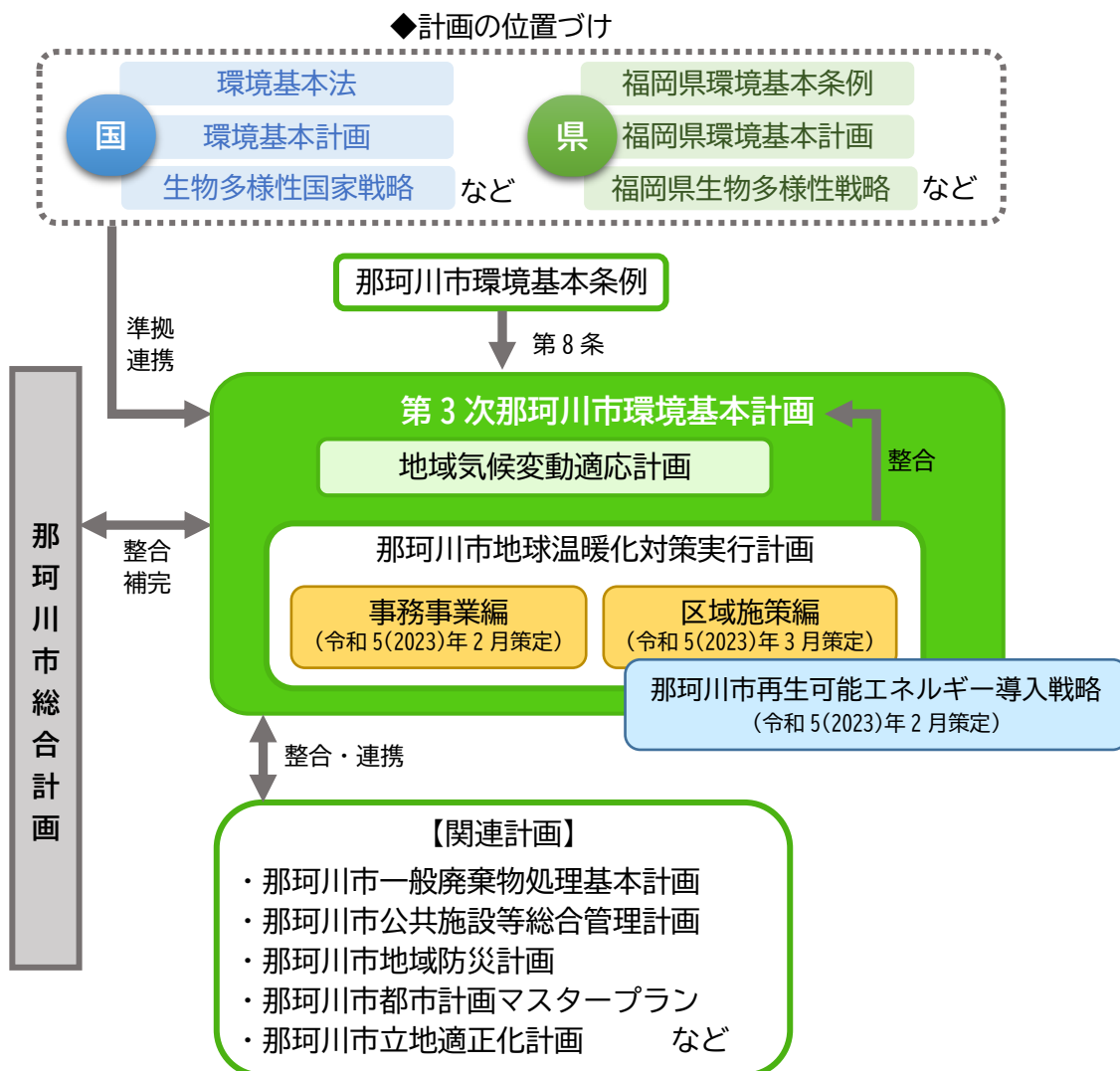
- ・本市の環境の将来像や環境目標についての共通認識を示すこと
- ・行政が実施する環境に関する施策や事業の方針を示すこと
- ・環境の保全や創造を図るうえでの市民や事業者の行動を促す指針を示すこと

3 計画の位置づけ

本計画は、那珂川市環境基本条例第8条に規定された計画であり、那珂川市総合計画に示すまちづくりの将来像「笑顔で暮らせる自然都市なかかわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」を、環境面から実現していくための計画です。また、環境保全の観点からの最も基本となる計画であり、行政が策定する全ての個別計画や施策・事業については環境面から本計画との整合を図っていきます。

なお、本計画は「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「*地域気候変動適応計画」を内包します。

また、市域からの温室効果ガス排出量削減に関する「那珂川市再生可能エネルギー導入戦略」や「那珂川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、行政の事務事業における温室効果ガス排出量削減に関する「那珂川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合を図ります。



4 計画の範囲

本計画の対象地域は、本市全域としますが、大気汚染や水質汚濁、廃棄物問題等、行政区域を越え、市単独では解決が困難な課題への取り組みにあたっては、必要に応じて国や福岡県、周辺自治体との連携を行います。

対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活・快適環境」、「資源循環」、「地球環境」、「参加・協働」を基本とし、それに関係する私たち人間の諸活動を含むものとします。

◆計画の対象とする環境の範囲

区 分	対 象
自然環境	*生態系、希少動植物、外来生物、里地里山、自然とのふれあい、 *生物多様性、地形、地質、農地など
生活・快適環境	水環境（水質、水辺環境）、大気環境（大気質、悪臭、騒音・振動）、 土壌環境、まちの緑、景観、文化財、歴史的まちなみなど
資源循環	ごみの発生抑制・再利用・再資源化、廃棄物適正処理、 *食品ロス、プラスチック資源循環など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、防災・減災、気候変動など
参加・協働	環境教育・環境学習、啓発、各主体の協働による環境活動など

5 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 15（2033）年度を目標年度とする 10 年間とします。

計画の進捗状況については、毎年点検・評価を行いながら、国内外の社会情勢の変化に合わせて令和 10（2028）年度を目途に、施策の検証等に基づき中間見直しを行うこととします。

◆計画の期間

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14	令和 15

▼初年度

▼中間見直し

▼目標年度

第3次環境基本計画 (2024～2033 年度)

△反映

△ 調整
▽

△反映

那珂川市総合計画 2021-2030	
基本構想	
前期基本計画	後期基本計画

6 計画策定の方向性

(1) SDGs(持続可能な開発目標)及び国の第五次環境基本計画の考え方の反映

国の「第五次環境基本計画」では、持続可能な社会の構築に当たっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取り組みが環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが求められています。

そのため、環境の観点から経済・社会に関連する施策を盛り込むことで、持続可能なまちづくりや地域創生を推進し、人口減少などの本市が抱える課題の解決にも資するものとします。

また、国の「第五次環境基本計画」と同様に、分野横断的な取り組みによる将来像を目指し、取り組みを進めていきます。

(2) 国の最新動向を反映した施策の実施

国の「地球温暖化対策計画」や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた*緩和策を進めていくとともに、気候変動による影響を回避・軽減するために、地域特性を踏まえた適応策を進めていきます。

また、*再生可能エネルギーの重要性はさらに高まっていることから、本市においても令和4(2022)年度に策定した那珂川市再生可能エネルギー導入戦略や那珂川市地球温暖化対策実行計画等に基づき、再生可能エネルギーの普及をさらに推進します。

(3) 新たな法令に対応した施策の実施

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応していくために、食品ロスに関する取り組みの実施やプラスチックの資源循環に関する取り組みを推進します。

(4) 関連計画との整合を図り、取り組みの実効性を確保

本計画は、「那珂川市総合計画」に示す本市の将来像を環境面から実現していく計画であるため、「那珂川市総合計画」の5つのテーマ(施策大綱の柱)との整合を図ります。

「那珂川市一般廃棄物処理基本計画」や「那珂川市都市計画マスタープラン」など、前計画の推進期間内に改定・策定が行われた関連計画については、改定・策定内容について、施策や目標の整合を図ります。

7 各主体の役割

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政が環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。そのため、各主体の役割について下記のとおりとします。

■市民の役割

- 一人ひとりが、身の回りの環境問題を認識し、日常生活において、できることから環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践する。
- 変化し続ける環境問題について、関連する情報に関心を持ち、自身ができる環境問題に対する取り組みの「最善」を考える。
- 行政が推進する環境施策・事業に積極的に協力する。

■事業者の役割

- 自らの事業活動が、環境に大きな負荷を与える可能性が高いことを認識し、地域環境の向上に貢献するため、環境負荷の低減・環境保全の視点を取り入れた事業活動を継続的に行う。
- 環境負荷の低減・環境保全に関する知識の向上及び設備投資に努める。
- 行政が推進する環境施策・事業や、市民が行う環境保全の取り組みに積極的に協力する。

■行政の役割

- 本計画で設定した環境施策を計画的に実施するとともに、周辺自治体・福岡県・国との連携を積極的に図る。
- 一人ひとりの環境に対する関心を高めるため、環境問題に関する情報を広く発信するとともに、市民・事業者が行う環境保全の活動を支援する。
- 本計画に示した行政の行動指針に基づき、公務における環境負荷の低減や、環境保全のための行動を職員自らが率先して実践する。
- 持続可能な社会の発展を目指し、市民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進する。

第2章 那珂川市の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 世界の動向

■持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年にニューヨークの国連本部で開催された「*国連持続可能な開発サミット」において、「*持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDGs が掲げられました。

SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

この中には、地球環境の課題や地球環境と密接にかかわる課題に係る目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

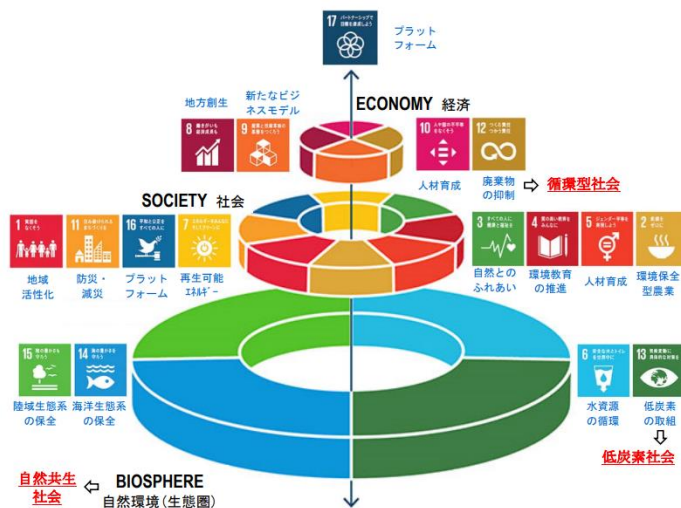
◆SDGs を構成する 5 つの要素



出典：国際連合広報センター

SDGs ウェディングケーキモデル

下の図は SDGs の 17 の目標を 3 層に分類して総合的に整理した「SDGs のウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取り組みが SDGs 達成に向けた優れたアプローチ（手段）となっていることがわかります。



出典：森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き（環境省自然環境局）

■パリ協定

平成 27（2015）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「*パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議は、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばの*カーボンニュートラル及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策を求める内容となっています。

（2）日本の動向

■国の「第五次環境基本計画」の策定

平成 30（2018）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現が掲げられました。分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、SDGs の考え方も活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

◆地域循環共生圏イメージ



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

■循環型社会の形成

平成 30（2018）年に閣議決定された「*第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策を示しています。

令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、令和 4（2022）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（*3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

■生物多様性の保全

生物多様性に関する国際目標では、令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継であり、令和2(2020)年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これに先立ち国では生物多様性国家戦略の見直しを進めており、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。その実現のため、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を含め、具体的な行動計画が示されています。

■脱炭素社会の実現

令和3(2021)年の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や令和2(2020)年に表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置づけられました。

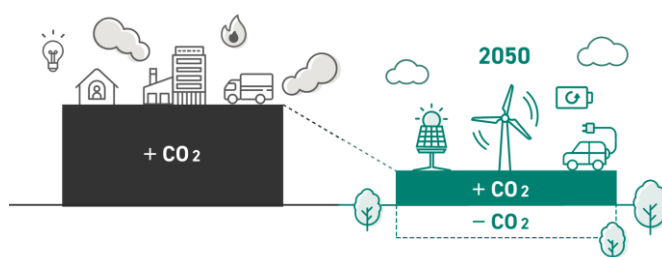
また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、*気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、「IPCC」という。)の「1.5℃特別報告書」を受けて、日本においても令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

■気候変動適応策の推進

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、平成30(2018)年に「気候変動適応法」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化しました。

また、令和3(2021)年に新たな「*気候変動適応計画」を閣議決定し、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みを網羅的に示しています。

◆カーボンニュートラル



出典：脱炭素ポータル（環境省）

◆緩和と適応



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

(3) 福岡県の動向

■第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）の策定

「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」は、SDGs の考え方及びこれまでの取り組みの成果を踏まえつつ、国内外の様々な状況の変化に的確に対応するため、令和4(2022)年3月に、策定されました。将来像として「～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会～」を掲げ、相互に関連する7つの柱ごとに目指す姿が設定されています。

◆第五次福岡県環境総合基本計画の7つの柱のイメージ



出典：第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）

■循環型社会の形成

令和3(2021)年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、「資源の消費抑制」、「資源の循環利用の推進」、「廃棄物の適正処理による環境負荷の低減」の3つを基本方針として取り組みを展開しています。

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30(2018)年6月閣議決定）において示された数値目標を参考にしながら、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれについて、目標値が定められています。

■生物多様性の保全

平成 25 (2013) 年 3 月に生物多様性に関する初めての基本計画として「福岡県生物多様性戦略」を策定し、平成 29 (2017) 年度までを第 1 期行動計画期間、平成 30 (2018) 年度からを第 2 期行動計画期間として取り組みを進めてきました。

令和 4 (2022) 年 3 月に策定した「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」では、2050 年に実現する目指す社会として「生きものを支え、生きものに支えられる 幸せを共感できる社会」を将来像として掲げ、4 つの行動指針と 12 の目標を設定しています。

◆福岡県生物多様性戦略の取り組み

行動指針	目標
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます
	1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります
	1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します
2 生物多様性の保全と再生を図ります	2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます
	2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します
	2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます
	2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります
	3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます
	3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します
	4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

出典：福岡県生物多様性戦略 2022-2026

■地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

令和 4 (2022) 年 3 月に策定され、中期目標として、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46%削減すること、長期目標として令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げ、部門別の目標と、特に重要な取り組みの方向性が示されています。「*地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく『地方公共団体実行計画（区域施策編）』であるとともに、「気候変動適応法」に基づく『地域気候変動適応計画』としても位置付けられています。

県における緩和策の取り組みとして、再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進、省エネルギー対策の強化、温暖化対策に資する取り組みの促進、CO₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進、吸収源対策が挙げられています。また適応策の取り組みとして、農林水産業分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、自然災害・沿岸域分野、健康分野、産業・経済活動分野、県民生活・都市生活分野、分野を横断した対策が挙げられています。

(4) 那珂川市の動向

■那珂川市総合計画

令和3(2021)年3月に策定した「那珂川市総合計画」では、まちづくりの将来像として「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」を掲げています。

また、将来像を構成するまちづくりテーマを「くらし安心」「子育て教育」「住みやすさ」「自然」「活力」の5つに設定し、施策大綱の柱としています。

◆那珂川市総合計画のまちづくりの将来像



出典：那珂川市総合計画

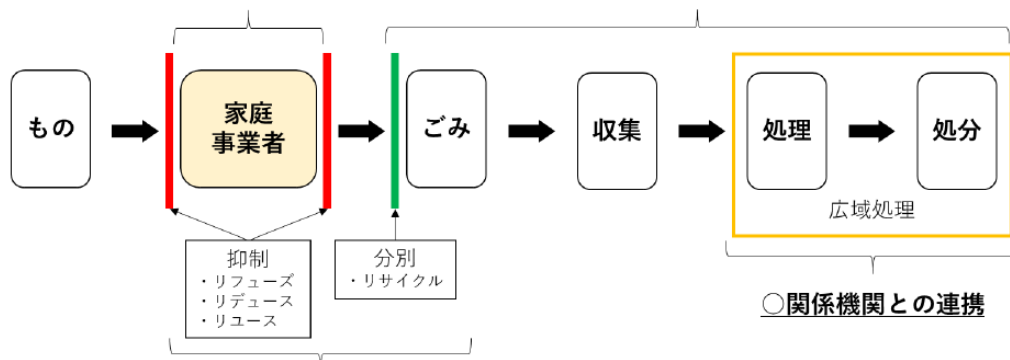
■第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画

令和5(2023)年3月に改定した「第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。

基本理念として、「豊かな自然と調和した循環型社会の実現」を掲げ、市民、事業者と行政がそれぞれの役割を分担し、3者が協働しごみの減量に取り組むことで、循環型社会の構築を目指すことを目的としています。また、基本理念を達成するため、「環境教育・普及啓発の充実」「安定的かつ適正なごみ処理体制の構築」「4Rに基づく発生・排出抑制、資源化の推進」「関係機関との連携」の4つの基本方針を掲げ、取り組みを推進しています。

◆第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画の基本方針のイメージ

○環境教育・普及啓発の充実 ○安定的かつ適正なごみ処理体制の構築



○4Rに基づく発生・排出抑制、資源化の推進

出典：第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画

■地球温暖化対策の推進

令和4(2022)年2月に「ゼロカーボンシティ那珂川」を宣言し、「令和32(2050)年カーボンニュートラル達成」を目指して、令和5(2023)年3月に「那珂川市再生可能エネルギー導入戦略」「那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」「那珂川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

区域施策編では、中期目標として令和12(2030)年度CO₂排出量46%削減、長期目標として令和32(2050)年度にCO₂排出量実質ゼロを掲げ、6つの基本方針のもと、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。事務事業編では、令和12(2030)年度CO₂排出量50%削減を目標としています。

◆基本方針のイメージ

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

基本方針 2 *再生可能エネルギーの導入促進

基本方針 3 低炭素な交通ネットワークの形成

基本方針 4 循環型社会の形成

基本方針 5 エネルギーの地産地消による持続可能な社会づくり

基本方針 6 あらゆる主体による脱炭素化への取り組み

出典：那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

2 環境の現状

(1) 自然環境

《森林の保全》

本市は、北部は平野で市街地を形成していますが、南部は三方を脊振山系に囲まれ、「脊振雷山県立自然公園」の一部となっています。ここに源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し博多湾に注いでいます。

また、市街地周辺部の自然や農地などの豊かな緑も本市の特徴といえます。本市の都市計画区域の土地利用状況は、市街化調整区域における自然的土地利用の割合が多く、「山林」が最も多くなっています。

森林には、水源涵養や土砂災害防止など多面的な機能があります。これらの機能を長期的に発揮できる森林を保全するため、間伐の実施や侵入する竹林対策などを実施しています。

また、持続可能な森林保全や里山保全活動を展開できる林業経営を目指すため、林業の担い手育成と市産材の利用促進に取り組んでいます。

《農地の保全》

本市の農家数は年々減少傾向にあり、令和2(2020)年度には185戸と平成12(2000)年度の約半分になっています。経営耕地面積も同様の傾向にあります。

持続可能な農業経営基盤の確保のため、新規就農者の育成や、農地の集積化、収益性の高い作物への転作、販路拡大などにより農業の活性化に取り組んでいます。

《生物多様性の保全》

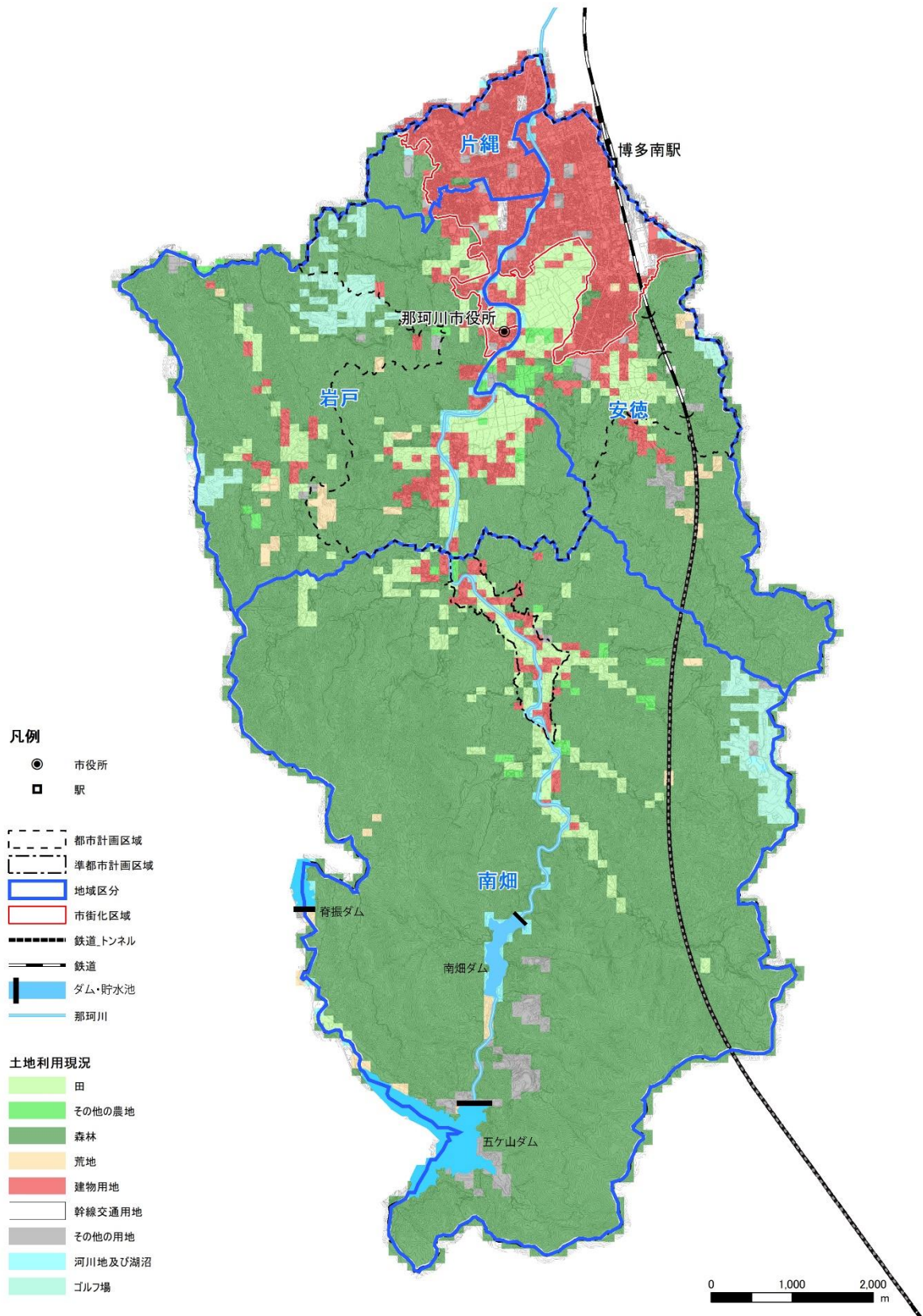
本市は、脊振山の森林や筑紫耶馬溪など、豊かな自然環境を有し、本市の中心を流れる那珂川も多様な生物にとって貴重な生育・生息場所を提供しています。一方、市内でも外来種が確認されるなど、生態系が変化してきています。

そのため、市民団体を中心とした河川清掃活動への支援や、生物多様性の保全に対する意識高揚に向けた周知啓発活動を進めています。

《自然環境観察員制度》

本市では、平成28(2016)年度より「那珂川市自然環境観察員制度実施要領」により、自然環境観察員による、自然環境の変化、動植物の生息・生育状況、自然景観についての調査を行っており、毎年度の活動報告書を公表することにより、市内の自然環境情報の周知啓発を行っています。

◆土地利用現況図



出典：都市計画マスタープラン（令和3年3月, 那珂川市）を一部加工

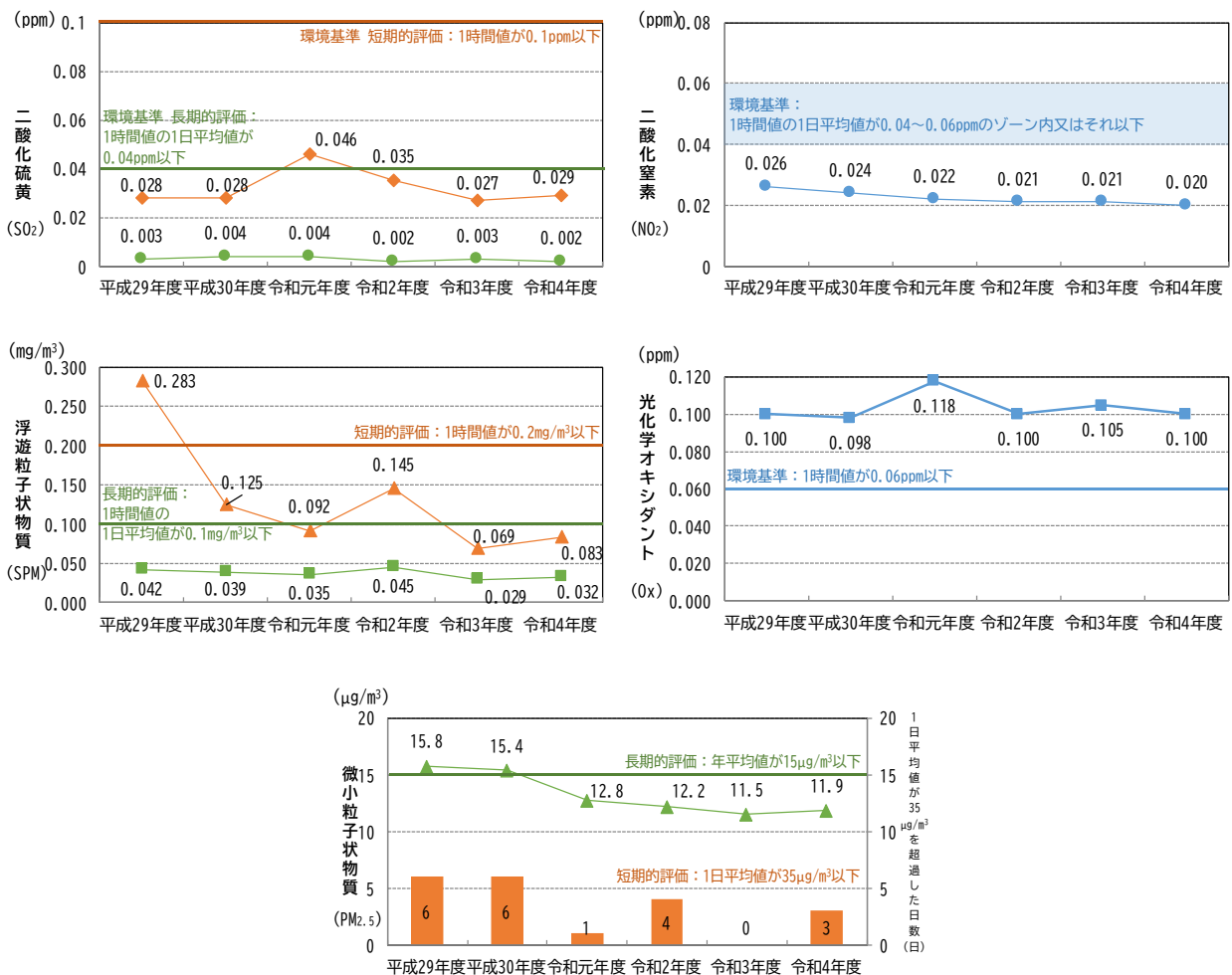
(2) 生活・快適環境

《大気汚染の防止》

本市には大気汚染の常時監視測定局は設置されていません。近隣市では、太宰府測定局（太宰府市）と南測定局（福岡市南区）で大気測定を行っており、大気環境は概ね良好な状態で推移していますが、*光化学オキシダントについては、全国の多くの他都市と同様に環境基準を超過しています。

市では、ホームページで野焼きの規制に関する情報の掲載や、その他の周知啓発活動を行っています。加えて、法令や県条例による事業所等に対する立ち入り調査を福岡県と連携して実施しています。

◆太宰府測定局における大気汚染物質測定結果

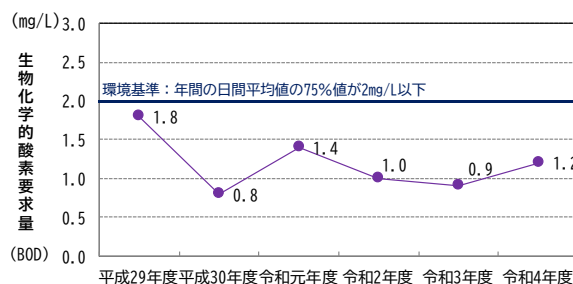


《水質汚濁の防止》

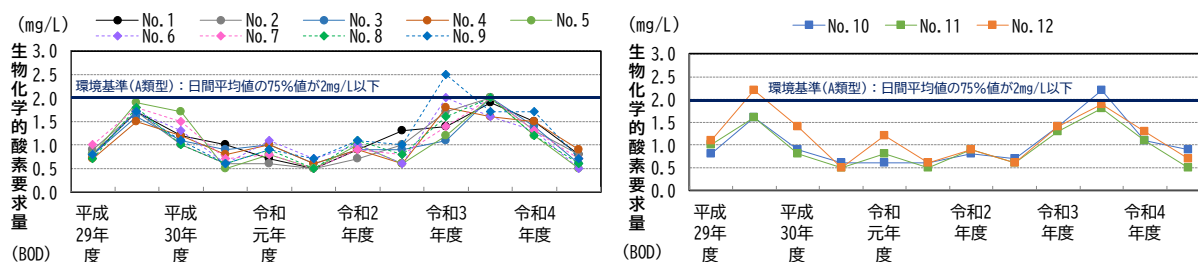
本市では、博多湾流入河川水域として、那珂川に環境基準の類型が指定されており、市域内はA 類型・生物 A 類型に区分されています。市内における水質測定は、2 河川 13 地点（県 1 地点、市 12 地点）で行っています。河川の有機物による水質汚濁の指標となる*生物学的酸素要求量(BOD)は概ね環境基準を満たしており、河川水質は良好な状態で推移しています。

本市における汚水処理人口普及率は令和 4（2022）年度末時点において 99.5%となっており、市では公共下水道等の接続指導等を行うとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導しています。

◆福岡県における水質測定結果（那珂川：今光橋）



◆本市における水質測定結果（No. 1～9：那珂川、No. 10～12：梶原川）



《騒音・振動その他の防止》

本市では、幹線道路において騒音測定及び交通量調査を実施し、周辺住居における環境基準達成状況の面的評価を実施しており、評価結果は概ね良好な状況で推移しています。また、自動車騒音の要請限度についても、要請限度を下回っています。

本市には、九州新幹線が通っており、環境基準の地域類型 I に指定されています。市内 2 地点において、騒音と振動の測定を福岡県が実施しており、いずれの地点も環境基準及び指針値を満たしています。

その他に、那珂川の水質及び底質のダイオキシン類の測定が行われていますが、いずれも環境基準を満たしています。

《緑地の保全》

本市の都市公園整備状況は令和5（2023）年4月12日時点で58箇所、140,053㎡となっています。一部公園において、地域住民による清掃委託を実施しています。

五ヶ山クロスや中ノ島公園などは観光拠点として市内外から人を集めており、地域資源を活かした観光の開発が進められています。

《景観の保全》

本市では「那珂川市空き地の環境保全に関する条例」に基づき、好ましいまちなみ・景観を維持するために、市内の空き地・空き家の所有者に対し、適正な維持管理の指導を行っています。

また、放置自転車対策として、パトロール員による巡回パトロールを実施するほか、リユース可能な放置自転車を再生自転車として活用しています。

《文化財の保全》

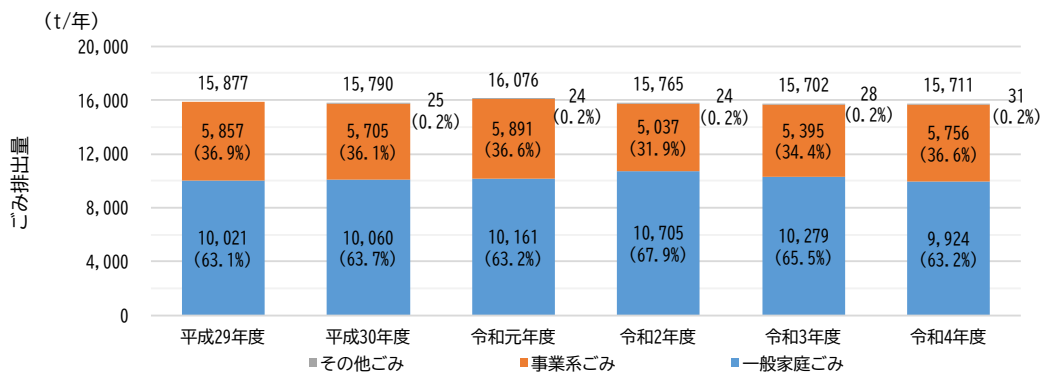
本市には、国史跡である「安徳大塚古墳」及び「安徳台遺跡」、日本遺産 古代日本の「西の都」の構成文化財のひとつである「裂田溝」、県指定無形民俗文化財である「岩戸神楽」など、多くの文化財が点在しています。これらを周辺環境とともに保全・整備し、イベント等により活用することで、市内外への周知を行っています。

(3) 資源循環

《廃棄物削減対策》

令和4(2022)年度の本市のごみの排出量は、約15,711tであり、近年横ばい傾向で推移しています。一般家庭ごみは約63%、事業系ごみは約37%であり、近年一般家庭ごみと事業系ごみの割合は横ばいとなっています。

◆ごみ排出量の推移



出典：第2次那珂川市環境基本計画年次報告書

市では、ごみの減量化と*リサイクルの推進を図るため、ごみ出しカレンダーの各戸配布や生ごみ処理機等の購入に対する補助、古紙等集団回収に対する補助金や奨励金の交付、多量排出事業者へごみの減量計画等の提出を義務付けています。

令和5(2023)年3月に策定した「第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画」より、3Rから4Rへ取り組みを進化させ、パンフレットによる周知や出前講座を開催し、取り組みの強化を図っています。

《不法投棄対策》

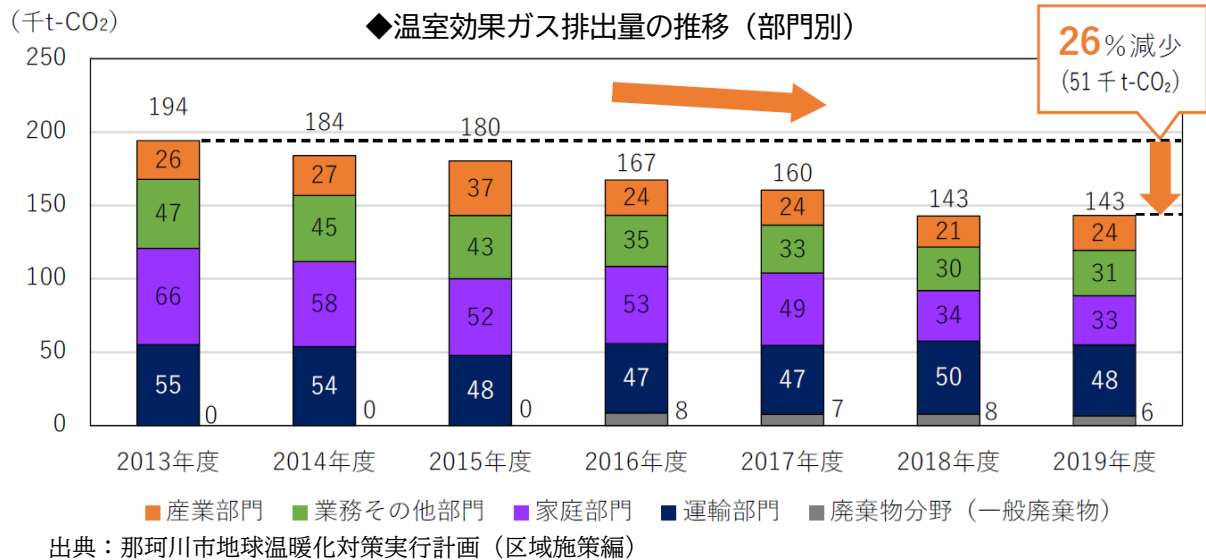
本市では、ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄防止パトロールを実施し、監視を強化するとともに看板や防止柵の設置により、不法投棄等を生じさせない環境づくりに努めています。さらに、地域の一斉清掃用のごみ袋を提供し、住民参加による清掃活動を支援しています。

また、本市には海はありませんが、市内を縦断している那珂川は博多湾へ流れ込んでいます。博多湾は様々な生きものが生まれ育つ豊かな海ですが、河川から流れてくるごみやポイ捨てされるごみなどによって海洋ごみが堆積しています。そこで、ホームページや広報などを活用し、海洋プラスチック問題の啓発を行っています。

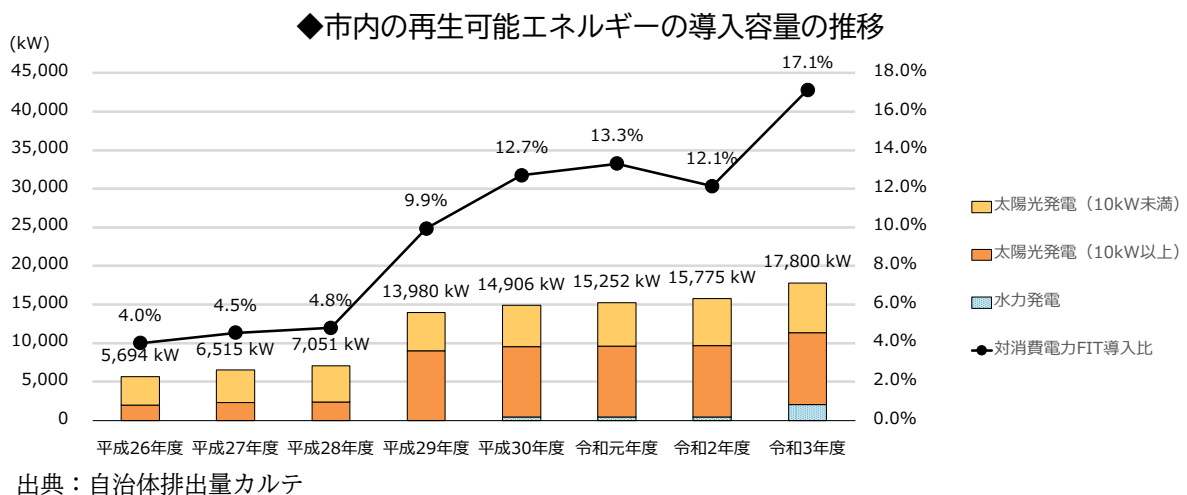
(4) 地球環境

《地球温暖化対策》

本市の区域から排出される温室効果ガスは平成 25（2013）年度以降、減少傾向にあり、令和元（2019）年度では 143 千 t-CO₂、平成 25（2013）年度比で 51 千 t-CO₂（26%）の削減となっています。



また、本市における再生可能エネルギーの導入量は増加傾向にあり、令和 3（2021）年度における再生可能エネルギーの導入量は 17,800kW であり、区域の電力使用量の 17.1%相当となっています。



市では、断熱材の設置や太陽光発電の設置などの省エネ化改修工事に対して補助金を交付しているほか、「福岡県版環境家計簿」の配布や地球温暖化に関する情報発信など、広報やホームページを活用した情報提供を行っています。

公共交通等の利用促進としては、「かわせみバス」の路線変更やダイヤ改正を実施し、利便性の向上・利用促進に努めるとともに、交通不便地を対象としてデマンド交通の運行を実施しています。

また、公共施設への積極的な省エネルギー設備の導入とともに、公用車への*次世代自動車の導入など、市の事業における率先的な導入を進めているほか、令和4（2022）年に、行政の内部組織として、「那珂川市地球温暖化対策（ゼロカーボンシティ）推進本部」を設置し、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みを開始しました。

《気候変動への適応》

地球温暖化による気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数の増加、台風の大型化や短時間強雨の増加などによる災害リスクの増加、農作物や自然生態系などへの影響が確認されています。

市では、自然災害による被害を軽減するため、「那珂川市地域防災計画」を策定し、取り組みを進めるとともに、洪水及び内水（浸水）ハザードマップを作成し、防災情報を発信しています。

(5) 人づくり・地域づくり

《環境保全活動への参加》

環境保全に関する各種取り組みを推進するに当たっては、多様な主体の参加によるパートナーシップの充実・強化が不可欠です。

本市では、環境保全の取り組みを推進するために情報提供等を行う「環境保全推進員」を配置し、それぞれの地域で活動を行っています。また、ボランティアセンターにおける紹介活動や、次世代育成講座等によりボランティア育成に努めているほか、「那珂川市表彰規程」に基づく表彰を毎年度行っています。

《環境学習》

環境学習においては、持続可能な社会を創ろうとする意識や課題解決のために必要な能力を生涯にわたって育むことが重要であり、環境に対する関心を向上させ、意欲を醸成していくことが求められます。

本市では、親子星空教室や花いっぱい運動など年齢を問わず参加できる環境学習の場に加えて、自然環境観察員など地域環境に詳しい人が地域活動のリーダーとして環境学習を行っています。

《環境情報の共有》

市民の環境モラルを向上し、各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報が重要であり、各主体のニーズに応じた環境情報を提供していくことが大切です。

市では、環境情報の提供・充実のため、広報やホームページ、出前講座等を活用しており、令和3（2021）年度からはSNSも活用して環境情報の提供を行っています。

那珂川市環境保全推進員とは？

那珂川市では、地域と市のパイプ役、また、地域の環境保全の推進役として、「環境保全推進員」を設置しています。環境保全推進員は、市（環境課）、行政区（自治会）、環境保全活動を行う地域住民の皆さんが連携・協働するための情報提供や意見集約、生活環境保全のための指導や環境活動への積極的な参加の呼びかけ等を行っています。



3 前計画の評価

前計画では、環境の目標の達成度を表すものとして、成果指標を定め、目標の達成に向けて取り組んできました。令和4（2022）年度の達成状況は以下のとおりでした。

◆前計画におけるめざす環境像の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
めざす環境の達成度	16.9% (2012年度)	10.6% (2021年度)	50% (2023年度)	×

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における人づくり・地域づくり分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
住民の環境モラルに関する満足度	24.8% (2012年度)	31.7% (2021年度)	39% (2023年度)	○
住民活動への積極的な参加意向の割合	3.2% (2012年度)	2.1% (2021年度)	20% (2023年度)	×
環境モラルに関する苦情件数	148件 (2012年度)	118件 (2022年度)	現状値以下 (2023年度)	◎
川きれい清掃参加者数	861人 (2013年度)	793人 (2022年度)	1,000人 (2023年度)	×
クリーンパートナー活動団体数	12団体 (2013年度)	14団体 (2022年度)	22団体 (2023年度)	○
エコアクション21(EA21)取得事業者数	3社 (2012年度)	5社 (2022年度)	10社 (2023年度)	○

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における自然環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
森林保全活動(植樹祭)の開催回数	—	0回 (2022年度)	2回 (2023年度)	×
地域協働の自然環境調査の実施回数	0回 (2012年度)	5回 (2022年度)	9回 (2023年度)	○
自然観察会等の開催回数	1回 (2012年度)	2回 (2022年度)	5回以上 (2023年度)	○
ホテルの保護育成活動支援の実施回数	1回 (2012年度)	0回 (2022年度)	2回以上 (2023年度)	×
荒廃農地の面積	6.7ha (2012年度)	2.0ha (2022年度)	3ha (2023年度)	◎
グリーンピアなかがわ来場者数	24,168人 (2012年度)	0人 (2022年度)	50,000人 (2023年度)	—※
自然景観の美しさに関する満足度	56.4% (2012年度)	60.4% (2021年度)	67% (2023年度)	○
野鳥や昆虫等とのふれあいに関する満足度	41.5% (2012年度)	44.0% (2021年度)	56% (2023年度)	○
水や水辺とのふれあいに関する満足度	38.4% (2012年度)	45.4% (2021年度)	53% (2023年度)	○

達成状況) 1. 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

2. 「—」は、現況の把握及び評価ができない項目。

※) グリーンピアなかがわは2023年3月に閉園した。

◆前計画における生活・快適環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
生活排水処理率	96.5% (2012年度)	98.65% (2022年度)	99% (2023年度)	○
市が管理する合併処理浄化槽の数	37基 (2012年度)	131基 (2022年度)	150基 (2023年度)	○
住民1人当たりの都市公園面積	4.16㎡ (2010年度)	3.42㎡ (2022年度)	10㎡ (2023年度)	×
空気のきれいさに関する満足度	64.2% (2012年度)	56.9% (2021年度)	76% (2023年度)	×
周辺の静けさに関する満足度	62.6% (2012年度)	53.7% (2021年度)	75% (2023年度)	×
川や池の水のきれいさに関する満足度	46.8% (2012年度)	56.7% (2021年度)	60% (2023年度)	○
緑(樹木、草花)とのふれあいに関する満足度	51.8% (2012年度)	61.3% (2021年度)	63% (2023年度)	○
まちなみ景観の美しさに関する満足度	49.8% (2012年度)	50.0% (2021年度)	62% (2023年度)	○
公園等の野外レクリエーション地の充実に 関する満足度	35.1% (2012年度)	37.7% (2021年度)	51% (2023年度)	○
歴史や伝統のまちの雰囲気に関する満足度	32.0% (2012年度)	33.8% (2021年度)	49% (2023年度)	○

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における資源・エネルギー環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
環境家計簿運動参加世帯数	82世帯 (2012年度)	147世帯 (2022年度)	100世帯 (2023年度)	◎
公用車へのエコカー(低公害車、低燃費車)導入台数の割合	43% (2012年度)	93.44% (2022年度)	96% (2023年度)	○
公共施設への再生可能エネルギー設備導入件数	11件 (2013年度)	12件 (2022年度)	13件 (2023年度)	○
一人一日あたりのごみ排出量	941g (2012年度)	865g (2022年度)	843g (2023年度)	○
リサイクル率	12.0% (2012年度)	14.10% (2022年度)	20% (2023年度)	○
年間一人あたりの集団回収量	21.7kg (2012年度)	12.0kg (2022年度)	23.9kg (2023年度)	×
ポイ捨てなどの散乱ごみの状況に関する満足度	31.9% (2012年度)	34.5% (2021年度)	48% (2023年度)	○
那珂川市の行政活動に伴う二酸化炭素排出量	基準年 (2016年度)	+18.5% (2021年度)	-3.7% (2023年度)	×

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

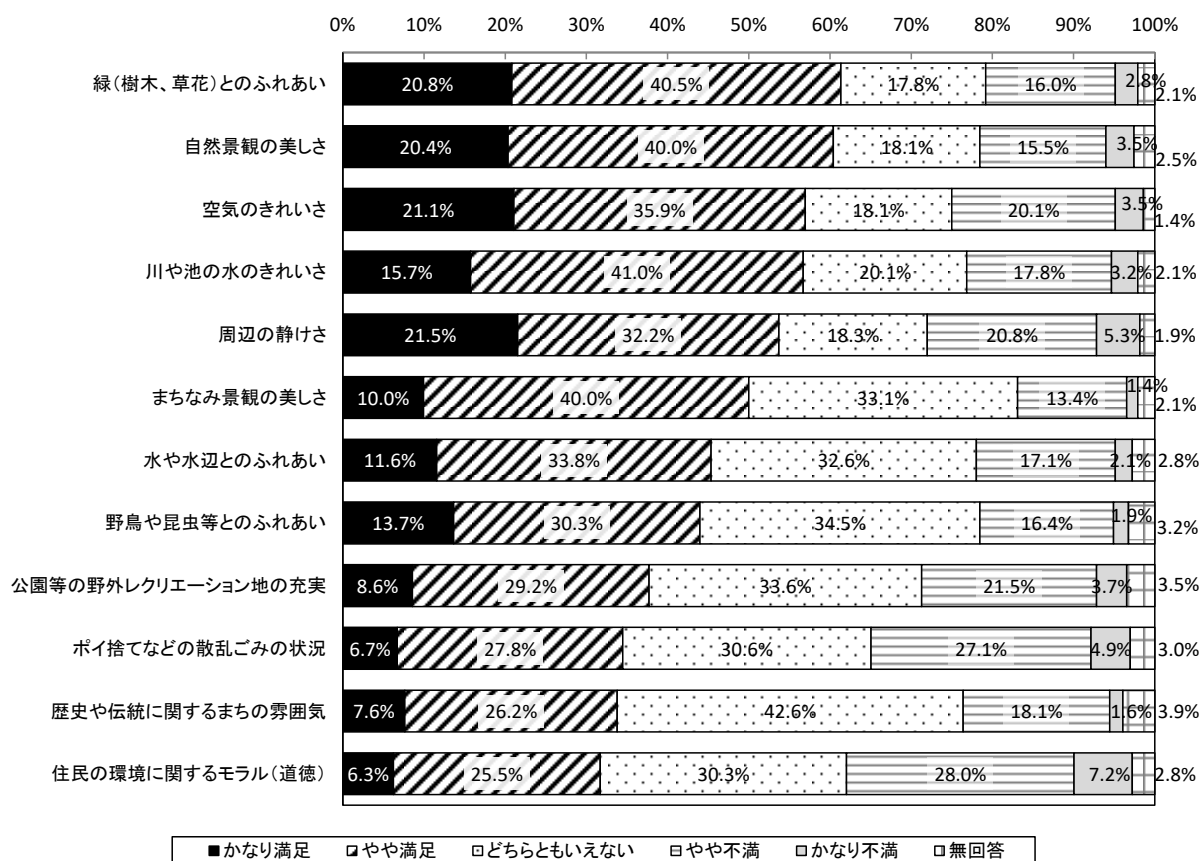
4 市民アンケート調査

(1) 市民の環境への満足度

市民の環境に関する満足度は、「緑（樹木、草花）とのふれあい」、「自然景観の美しさ」、「空気のきれいさ」、「川や池の水のきれいさ」、「周辺の静けさ」、「まちなみ景観の美しさ」について、「かなり満足」「やや満足」と回答した方が50%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「住民の環境に関するモラル（道徳）」については、「かなり満足」「やや満足」と回答した方より、「かなり不満」「やや不満」と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。

◆市民の環境に関する満足度



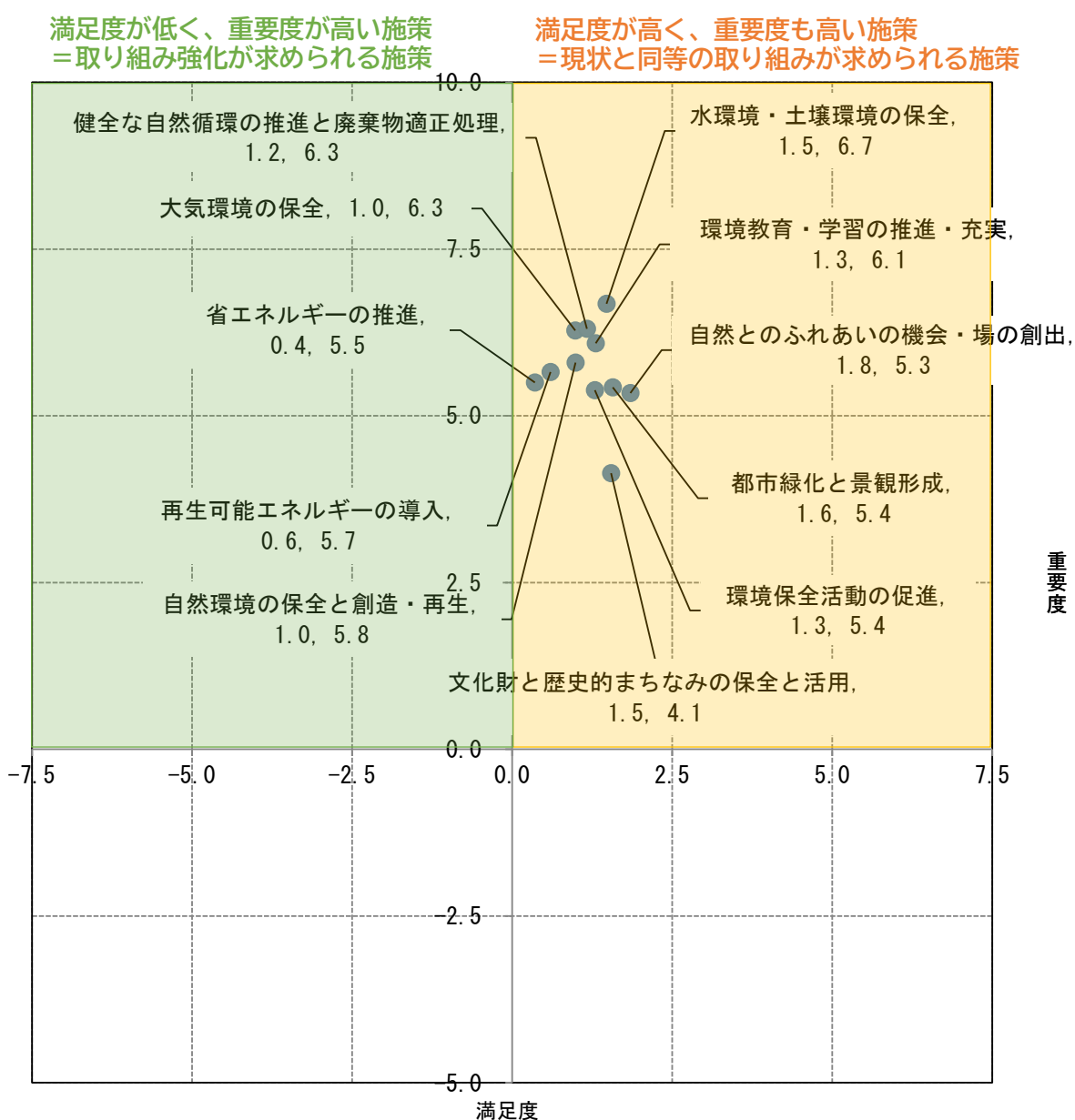
(2) 市民が重点的に進めるべきと考える施策

前計画の施策の満足度と重要度を評価点に換算し、下図のとおり相関図を作成しました。

いずれの施策も満足度・重要度ともに正の数値となっており、現状と同等の取り組みが求められています。

施策の中で、最も満足度が高いものは「自然とのふれあいの機会・場の創出」、最も満足度が低いものは「省エネルギーの推進」となっています。また、最も重要度が高いものは「水環境・土壌環境の保全」、最も重要度が低いものは「文化財と歴史的なまちなみの保全と活用」となっています。

◆満足度と重要度の相関関係



5 那珂川市の課題

社会情勢の変化や本市の現状、市民アンケート調査等を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 自然環境分野

- 市内の生きものの生息・生育環境の場を保全するために、農林業の面から森林・農地の保全を行う必要があります。
- 外来生物の駆除や拡大防止に努め、自然と共生した持続可能な開発により、生物多様性を保全していく施策を強化する必要があります。

(2) 生活・快適環境分野

- 大気・騒音等の公害関係項目は概ね良好に推移していますが、市民の満足度は低下しているため、引き続き監視や発生源対策に取り組んでいくとともに、野焼きや自動車騒音に関する対応や巡回、周知啓発活動を継続していく必要があります。
- 河川水質の向上に向けて、下水道整備や合併処理浄化槽への転換、適正管理を進めていくとともに、地域全体を巻き込んだきれいな水辺づくりを促進していく必要があります。
- 本市の魅力向上のために、公園緑地や文化財等の整備・活用、空き地・空き家対策や環境美化活動による景観形成に向けた取り組みや支援を行っていく必要があります。

(3) 資源循環分野

- ごみ出しカレンダーの各戸配布や生ごみ堆肥化器材の購入補助等を実施していますが、ごみの排出量は減っていないため、更なるごみの減量化や適正処理を進めていくとともに、地域全体での循環型社会への意識の醸成や普及啓発活動を推進していく必要があります。
- プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みや仕組みづくりを行っていく必要があります。

(4) 地球環境分野

- 環境基本計画が対象とする環境分野の中で、現在最も大きく重要な課題が地球温暖化対策となっています。本市でゼロカーボンを進めるためには、市民、事業者と行政が一体となって推進していく必要があります。
- 温室効果ガス排出量の削減を進めるためには、各分野での省エネ推進と同時に、必要な電力を再生可能エネルギー由来のものに転換していく必要があります。
- 本市の温室効果ガス排出量は運輸部門が約4割を占めており、公共交通の利用促進や次世代自動車の導入により、石油製品の消費削減とともに、再生可能エネルギーに転換可能な電力に置き換えていくことも求められます。
- 高温耐性品種の積極的な導入を推進していくとともに、土砂崩れなどの災害に強いインフラ・ライフラインの整備、熱中症予防を進めていく必要があります。

(5) 人づくり・地域づくり

- 情報の入手手段が多様化していることから、多様な主体に向けた環境情報のための情報提供の場や手法を再検討する必要があります。
- 魅力的なイベントの実施や環境情報の充実に努めていくとともに、周知を強化することで、本市の活動への参加者拡大を図っていく必要があります。

第3章 那珂川市がめざす環境

1 環境の将来像と環境目標

本計画の策定に当たって実施した市民アンケート調査及びワークショップの結果などを踏まえた課題や、本市の最上位計画である「那珂川市総合計画」の将来像、「那珂川市環境基本条例」の基本理念等を踏まえ、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保していくために、本計画の「めざす環境像」を以下のように定めます。

水と緑を活かし 次代に引き継ぐまち なかがわ

また、環境分野を4つに統廃合し、それぞれの「環境目標」を以下のように定めます。

地球環境：ゼロカーボンを実現するまち

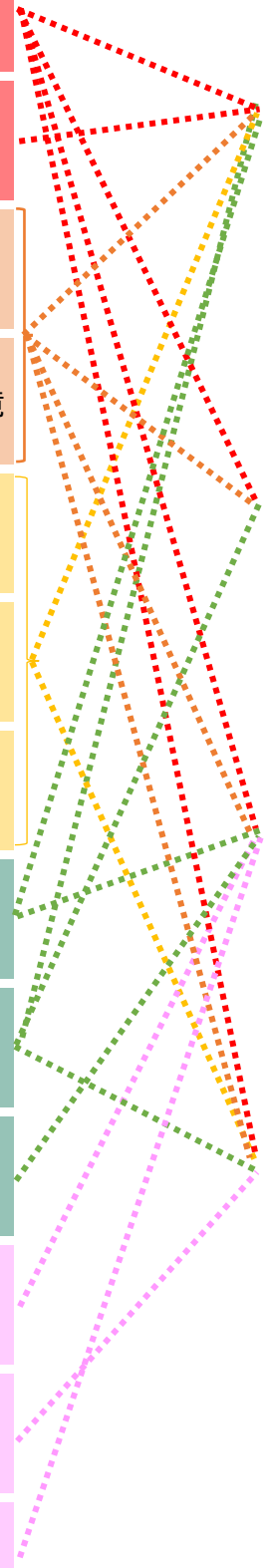
資源循環：4Rにより循環型社会を実現するまち

自然環境：豊かな自然を育み伝えるまち

生活・快適環境：みんなが安全快適に暮らせるまち

2 施策体系

那珂川市総合計画	
将来像	基本施策
支え合い、 安心して暮らせる まちづくり	施策1 市民による地域力を発揮できる協働社会を推進する
	施策2 市民の安全な暮らしを守るまちを実現する
誰もが学び、 育むまちづくり	施策3 健やかで「生きる力」を持った子どもが育つまちをつくる
	施策4 市民一人ひとりが生涯学習やスポーツに参加しやすい環境をつくる
自然と調和した快適に 暮らせるまちづくり	施策1 自然と調和した快適な都市基盤をつくる
	施策2 地域を結ぶ安全・便利な道路ネットワークをつくる
	施策3 安全で快適な生活環境をつくる
自然の豊かさを感じる まちづくり	施策1 豊かな自然環境を受け継ぎ、活かす社会をつくる
	施策2 環境に配慮した地域社会をつくる
	施策3 自然資源を活かした農林業を振興する
地域の資源を活かした 活力あふれるまちづくり	施策1 地域の経済・雇用をさせる産業を創出・育成する
	施策2 歴史・文化・芸術を通じた多彩な交流を広げる
	施策3 地域とつながりを築き、交流するまちをつくる



第3次那珂川市環境基本計画

環境目標と取り組み方針	関連する SDGS 目標	めざす環境像
<p>ゼロカーボンを実現するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギーの普及 1-3 環境負荷の少ないまちづくり 1-4 気候変動への適応策の推進 		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水と緑を活かし 次代に引き継ぐまち なかがわ</p>
<p>4Rにより循環型社会を実現するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 ごみの減量化の推進 2-2 ごみの適正処理 		
<p>豊かな自然を育み伝えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 森林・農地の保全 3-2 生物多様性の保全 3-3 自然とふれあう場の提供 		
<p>みんなが安心・快適に暮らせるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 4-1 公害防止対策の推進 4-2 景観・緑地の保全 		

第4章 目標実現に向けた取り組み







環境目標1 ゼロカーボンを実現するまち

2050年ゼロカーボンを実現するためには、自然を保全しながら、市民・事業者・行政とALL那珂川で省エネ活動を進めるとともに、極力環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進めることが重要です。また、森林の保全とともに適正な管理をすることで、CO₂吸収源としての価値を高めることも重要となります。

本市では、温室効果ガス排出量の割合が多い運輸部門における取り組みとして、公共交通の利用促進や次世代自動車の導入等も進めていきます。

また、本市における気候変動の影響について、情報の収集・周知を行うとともに、ハード面・ソフト面における適応策を推進します。

■環境目標と関連するSDGs

主に関連するSDGs	重視すべき視点
 4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの拡大 ・エネルギー効率の改善
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能かつ強靱なインフラ ・クリーン技術及び環境に配慮した技術の導入拡大
 11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の拡大、持続可能な輸送システムの提供 ・災害に対する強靱さ、災害リスクの管理
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に対する強靱性及び適応力の強化
 17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

■環境指標

環境指標	現状値 2020年度 (令和2年度)	目標値 ^{※3} 2030年度 (令和12年度)
那珂川市の二酸化炭素(CO ₂)排出量	143千t-CO ₂ ^{※1}	105千t-CO ₂
「エコふぁみ」アプリ登録者数	90人 ^{※2}	490人
住宅用太陽光発電世帯設置率	6.6%	14.0%
公共施設への太陽光発電設置率	12.0%	50.0%
電動自動車の普及率	1.4%	5.0%
熱中症による搬送者数	18人	9人

※1 温室効果ガス排出量の現状値は2019年度の値を示す。

※2 エコふぁみアプリ登録者数の現状値は2022年度の値を示す。

※3 目標値は2030年度の値を示す。

■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-1 省エネルギー の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信を行い、意識啓発を図ります。 ・ 市民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行います。 ・ 市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、ハード・ソフト両面からの対策を進めます。 ・ 公共施設におけるエネルギー使用量等を調査し、削減に努めます。 ・ 環境経営システムであるエコアクション 21 (EA21) の認証取得を促進するために、情報提供を行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りでできる省エネ、節電などへの行動に取り組みます。 ・ 既存住宅の照明 LED 化やエアコン・冷蔵庫・テレビ等においては高効率機器を選択するなど、省エネルギー対策に努めます。 ・ 住宅を新築する際の ZEH・ZEH-M 化、増改築時の屋根・外壁・建具等の高断熱化、また、住宅のエネルギー管理システム*HEMS を活用するなど、脱炭素化や消費電力の低減に努めます。 ・ 増改築まではいかなくても、家の隙間風対策は断熱効果が高いため、対策に取り組みます。 ・ クールビズ・ウォームビズの実施により、消費電力を抑えます。 ・ 公共施設等にあるクールスポット・ウォームスポットを利用し、家庭でのエアコン等によるエネルギー消費の削減に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における日常の省エネルギー行動、省エネルギー設備・機器の導入等に取り組みます。 ・ 工場や事業所等の照明 LED 化や設備導入においては高効率機器を選択するなど、省エネルギー対策に努めます。 ・ 工場や事業所等を新築する際の ZEB 化、増改築時の高断熱化、また、建築物のエネルギー管理システム*BEMS を導入するなど、脱炭素化や消費電力の低減に努めます。 ・ 工務店は家の隙間風対策など安価でも消費電力低減効果の高い対策を提案します。 ・ 事業所等での使用燃料を、石油や石炭、天然ガス等の化石燃料から、電化及びグリーン燃料への転換を図るなど、再エネ電力及びグリーン燃料への転換に取り組みます。 ・ 節電の実施や、クールビズ・ウォームビズの実施等により、消費電力を抑えます。 ・ 省エネルギー製品やエコマーク製品を扱う設備販売事業者は、消費者等への情報提供、導入支援等の普及啓発に努めます。 ・ 公共施設等にあるクールスポット・ウォームスポットの利用を呼び掛けます。

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-2 再生可能 エネルギー の普及	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や*蓄電池に関する情報提供や補助の推進等により、事業所や市民による建築物への太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。 ・公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行います。 ・太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス等に関する情報発信や支援制度等の普及啓発を通じて、多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の屋上や屋根を活用した太陽光発電等を導入するなど、再生可能エネルギーの利用促進に努めます。 ・駐車場のソーラーカーポートの設置など、環境に配慮したエネルギーの利活用に取り組みます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の屋上や屋根、遊休地等を活用した太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に取り組みます。 ・駐車場へソーラーカーポートの設置や人が歩く場所へのソーラーアーケードの設置を検討します。 ・農業を継続しながら太陽光発電設備を設置するソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を検討します。 ・ソーラーシェアリングのメリット、デメリットも含め、知識を得ることができる機会へ参加します。 ・工場からの排熱（廃熱）を利用した発電を検討します。
1-3 環境負荷の 少ない まちづくり	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車に電気自動車を導入します。 ・市役所に、電気自動車の充電スタンドを設置します。 ・燃費の良い運転（エコドライブ）について啓発を行います。 ・日常的な移動について、マイカー利用から公共交通機関の活用にシフトするよう啓発を行います。 ・歩行者・自転車の通行環境を改善し、徒歩や自転車による移動を促進します。 ・シェアサイクルやシェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を使う時は、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけます。 ・*カーシェアリングによる車両の共同利用に努めます。 ・自転車や徒歩での移動、バスや電車などの公共交通機関による移動手段を積極的に利用します。 ・自動車を購入する際は、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等の電動自動車の導入を検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を使う時は、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけます。 ・ノーカーデーの実施やカーシェアリングの活用等の検討を行います。 ・自転車や徒歩での移動、バスや電車などの公共交通機関による移動手段を積極的に利用します。 ・自動車を購入する際は、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等の電動自動車の導入を検討します。 ・EVカーシェアリングをはじめ、シェアサイクル・シェアスクーター等の事業を検討します。

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-4 気候変動への 適応策の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、気候変動に対応した高温耐性品種や栽培・飼養技術の情報把握に努めます。 ・節水や水の有効活用を図るため、雨水貯留タンク等の設置を促進します。 ・公共施設において、雨水・下水処理水の利用及び雨水浸透ますの導入を推進します。 ・河川氾濫等を未然に防止するため、定期的なパトロールを実施します。 ・本市の自然環境の変化並びにそれに伴う動植物の生息・生育状況及び自然景観について把握するため、自然環境観察員による調査を行います。 ・土砂災害や水源涵養を未然に防止するため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進します。 ・災害による被害を最小限とするため、老朽化した施設等の計画的な更新や道路の冠水対策など、様々な災害に備えた対策の強化に努めます。 ・那珂川市地域防災計画に基づき、減災に向けた意識向上と体制整備の促進を図ります。 ・那珂川市災害廃棄物処理計画を推進し、平常時においても普及啓発・広報を実施します。 ・公共施設等への*クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定等を行います。 ・関係機関と連携し、熱中症予防知識や熱中症対応知識について普及啓発を強化します。 ・感染症に関する正しい知識の普及を図ります。 ・公共施設の改修等を行う場合は、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。 ・国民運動である「*デコ活」の普及啓発を実施します。 ・気候変動における影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留タンク等の設置を検討します。 ・自然災害に備え、非常持出品の準備や総合防災マップの確認等を行います。 ・熱中症や感染症等に関する正しい情報を入手し、予防に努めます。 ・クールビズやウォームビズの実施やクールスポットの活用等地球温暖化に適応したライフスタイルへの転換に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・高温耐性品種の検討や作付け時期の調整などの対策を行います。 ・雨水貯留タンク等の設置を検討します。 ・自然災害に備え、非常持出品の準備や総合防災マップの確認等を行います。 ・熱中症や感染症等の気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクを理解し、従業員に啓発します。 ・クールビズやウォームビズの実施やクールスポットの活用等地球温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めます。 ・商業施設などでは、街中のクールスポット創出に協力します。 ・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、事業者として「適応策」を検討します。

「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」とは？

「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」は、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民(エコファミリー)の皆様を支援する九州7県の公式環境アプリです。

エコふぁみ

九州エコファミリー応援アプリ

は地球にやさしく お得な機能がたくさん！



- 福岡の風景**

エコトンが県内の名所を巡ります。たくさんポイントをためると画面が変わります。
- 毎日エコチェック**

環境にやさしい行動にチェックを付けると1ポイントゲット！是非実践してね
- エコ記録**

電気使用量を記録しよう。記録したら、1項目あたり10ポイントゲット！
- ポイントを使う**

貯めたポイントで抽選に参加できます。当選すると素敵なプレゼントがもらえます。
- ポイントを貯める**

ポイントを貯める方法はこちらをチェック！
- マップ情報**

環境イベントやエコふぁみ協賛店、環境スポットなどの情報が表示されます。
- 最新のお知らせ**

県からの最新のお知らせが表示されます。お知らせを読んで、5ポイントゲット！
- グラフ**

電気使用量等をグラフでチェック。年間を通していつが使用量が多いのか、九州平均などとも比較できます。
- 応援パスポート**

エコふぁみ協賛店で割引等が受けられるパスポートが表示されます。

**他にも便利な機能が
もりたくさん！**

アプリの利用方法

1 アプリをダウンロード



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

2 エコファミリーに登録



※登録に個人情報の入力はありません

3 地球にやさしいことをしてポイントを貯める

例えば

- 電気使用量等を記載
- 環境にやさしい行動を毎日チェック
- 環境イベントに参加
- エコふぁみ協賛店のご利用

4 ポイントがたまったら

**プレゼントを
もらおう！**

素敵なプレゼントが抽選で当たる！



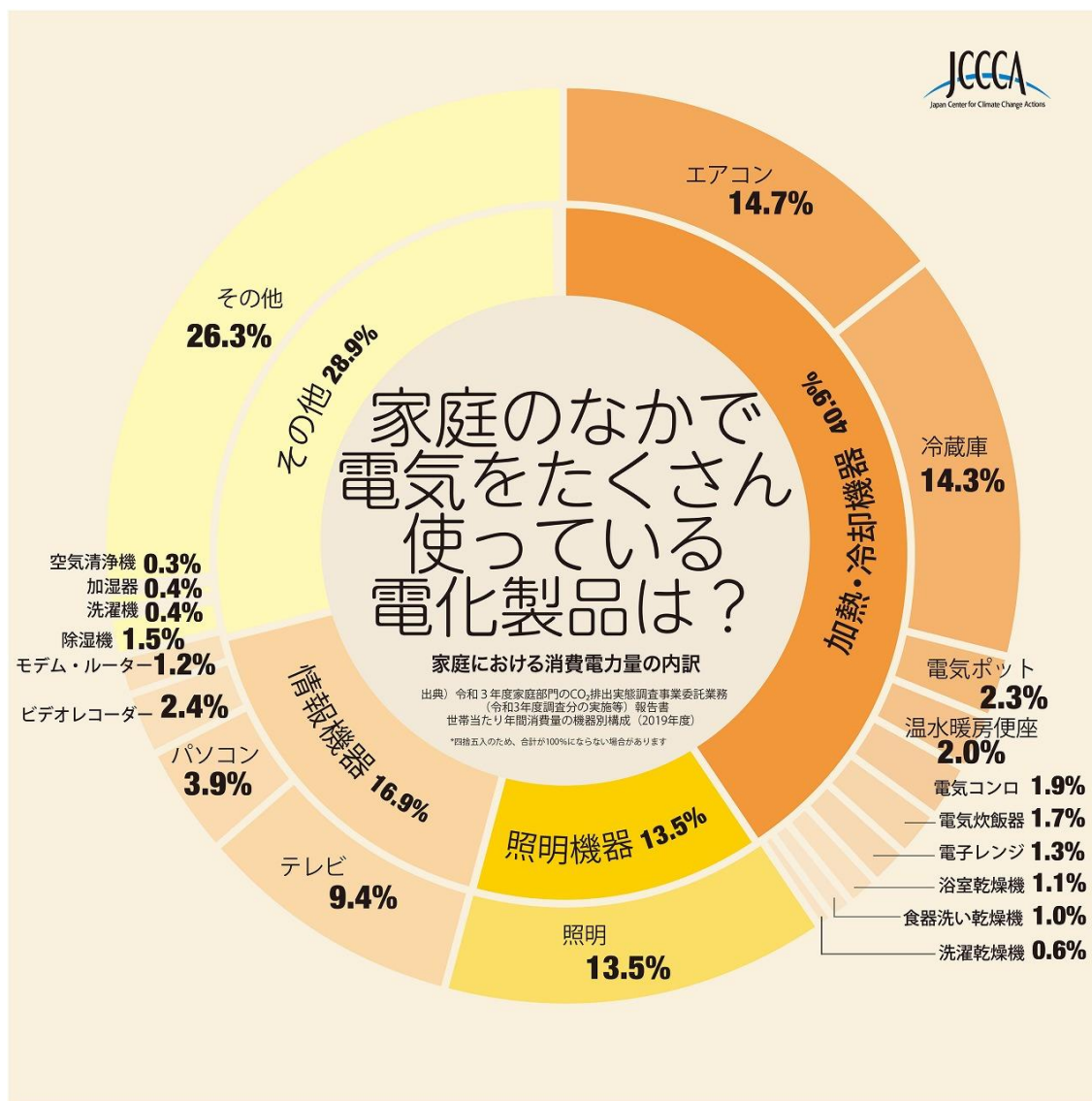
※抽選に当選し、プレゼントの受け取りを希望する場合は送付先情報の入力が必要です。

お問い合わせ先 福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係
電話 092-643-3356 メール chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県地球温暖化防止活動推進センター
電話 092-674-2360 メール fccca@keea.or.jp

家庭における効果的な省エネルギー対策は？

世帯あたりの年間消費電力量のうち、最も電気を使っている電化製品はエアコン（14.7%）であり、次いで、冷蔵庫（14.3%）、照明（13.5%）となっています。特に、冷蔵庫は季節を問わず、24時間稼働しているため、最新の省エネ家電に買換えた場合に、効果が大きくなります。



また、「うちエコ診断」を受診することにより、ご家庭の二酸化炭素排出量が見える化し、ライフスタイルにあった具体的かつ効果的な温暖化対策を知ることができます。

市民の方がご自身で簡単に自己診断できる「うちエコ診断 WEB サービス」もあります。

「うちエコ診断 WEB」サービス：<https://webapp.uchiéco-shindan.jp/>








環境目標 2 4Rにより循環型社会を実現するまち

本市におけるごみの排出量は、近年は横ばい傾向で推移しており、家庭ごみの割合が増えてきています。また、新たに施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応として、食品ロスの抑制や、より一層の分別によるリサイクルの促進を図っていく必要があります。ごみを減らすライフスタイルやごみの発生抑制への理解促進について、あらゆる世代へ周知啓発することで、取り組みを加速していきます。

また、ごみの適正処理を促進するために、ごみ出しカレンダーによるごみの分別促進や地域における資源回収促進など協働による資源化を進めます。

■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs	重視すべき視点
 2 飢餓をゼロに	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ栄養のある食料の十分な確保
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
 11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の管理、循環利用
 12 つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> 資源の持続可能な管理及び効率的な利用 食品ロスの削減 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> 知識、専門的知見、技術等の共有 効果的なパートナーシップの推進

■環境指標

環境指標	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	859g	838g
ごみのリサイクル率	14.70%	21%
ごみの最終処分量	1,791t	1,921t

那珂川市公式 LINE アカウント

那珂川市の公式 LINE アカウントでは、防災、ごみ出し日、子育て、防犯、イベントなどご自身が選んだ情報を受信できます。家庭ごみの分別検索、道路・河川・公園の不具合などを通報することもできます。

登録方法① <https://lin.ee/tpZtRs4>へアクセス

登録方法② 右の二次元コードを読み込んで登録



登録方法③ LINE の友達追加

- ・ ID 検索で「@nakagawacity」と入力

- ・ 公式アカウントから「那珂川市」を検索

■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
2-1 ごみの減量 化の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制と減量化・資源化のため、4R 運動を推進します。 ・教育現場との連携を強化し、学校における環境教育学習の推進・充実を図ります。 ・地域団体による資源回収活動を支援します。 ・生ごみの堆肥化、せん定枝葉のリサイクル事業を推進します。 ・ホームページ等で食品ロスを減らす工夫を紹介し、意識啓発を実施します。 ・多量排出事業者の減量化を促進します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制と減量化に努めます。 ・家庭から出るごみの分別を徹底し資源化に努めます。 ・不要なものでまだ使えるものを人に譲るなどして再使用に努めます ・リサイクル製品を積極的に選びます。 ・マイバックを持参・使用し、レジ袋や過剰包装のプラスチック削減に努めます。 ・食材を無駄にしない調理に心がけ、食べ残しが出ないように努めます。 ・生ごみの堆肥化に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から出るごみの発生抑制と減量化・資源化に努めます。 ・不要なものでまだ使えるものについて、再使用に努めます。 ・プラスチック削減のため、簡易包装の実施や使い捨て容器の削減に努めます。 ・事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。 ・修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。
2-2 ごみの適正 処理	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を推進します。 ・ごみの不法投棄、不適切な野積み、野焼きの監視強化を行い、指導します。 ・環境保全推進員等、住民参加による監視体制の構築を進めます。 ・住民参加による地域の一斉清掃等を支援します。 ・可燃ごみの減量のため、製品プラスチックの分別収集について検討を行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しカレンダーや SNS 等を活用して、正しいごみの分別を行います。 ・ごみの自家焼却や野焼きは行いません。 ・冷蔵庫やエアコン等を処分する際は適正に処理し、不法投棄を行いません。 ・家の周りの掃除や草刈りを行い、不法投棄をされにくい地域づくりに努めます。 ・地域の一斉清掃等に積極的に参加します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物は排出者責任において、適正に処理します。 ・廃棄物の自家焼却や違法な野焼きは行いません。 ・廃棄物の不法投棄は行いません。 ・地域の一斉清掃等に積極的に参加します。

3Rから4Rへ！

那珂川市では、これまで3Rに基づくごみ減量化と資源化による取り組みを推進してきました。さらなるごみ減量化の推進と、資源循環を促進するため、本計画より、「ごみになるものを断る」という『Refuse（リフューズ）』を加えた4Rを推進します。

Refuse(リフューズ) ごみになるものを断る

- 外出先では不要なパンフレットやチラシなどは受け取らない
- マイバッグを持参し、レジ袋を使わない
- マイボトル、マイ箸を持参し、紙コップや割りばしの使用を控える
- 過剰包装を断る

Reduce(リデュース) ごみを減らす

- シャンプーや洗剤など詰め替えできる製品を選ぶ
- 食材は使い切れる量、食べきれぬ量を購入し、食品ロスを減らす
- 生ごみは十分な水切りをする

Reuse(リユース) 繰り返し使う

- こわれたものは修理したり、人に譲るなど、ごみにせず、再使用する
- リユースアプリやリユース（リサイクルショップ）、フリーマーケットを活用する
- できるだけ修理して長く大切に使う

Recycle(リサイクル) 資源として再利用する

- 資源とごみを正しく分別して、リサイクルする
- 地域の集団回収に参加する
- ごみの減量・リサイクルに積極的な店舗を利用する
- 再生資源を利用した製品や土にかえる素材を使った製品など環境にやさしい製品を選ぶ

那珂川市では、ごみ減量化の推進のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助しています。詳細は環境課ごみ減量推進担当（TEL：092-953-2211）へお問合せください。







対象	対象要件	補助額（上限額）
生ごみ処理機	電気式であること。生ごみを攪拌・破碎し、乾燥・堆肥化させる機能を有すること。	購入額の2分の1 (15,000円)
生ごみ処理容器 (コンポスト等)	一般家庭において生ごみを堆肥化するために専用で作られた構造であること。（ダンボール製を除く）	購入額の2分の1 (3,000円)

環境目標3 豊かな自然を育み伝えるまち

本市には、市名にもなっている脊振連山を源にした那珂川とそこに広がる豊かな自然があります。生物にとって重要な生息・生育地である自然環境は、人々がつどい自然とふれあう憩いの場として、人の暮らしにとっても大切な環境です。市の大部分を占める森林とその周辺に広がる里地里山の保全に向けた取り組みを農林業の面から進めていく必要があります。

また、生物多様性の保全に向けて、生きもの調査や外来生物対策などについても進めていきます。本市で引き継がれてきた水と緑の環境を守り育て、生物多様性を保全することにより、人と自然が共存した魅力あるまちを目指します。

■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	飢餓をゼロに	・持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業を実践
	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
	安全な水とトイレを世界中に	・水に関連する生態系の保全・回復
	住み続けられるまちづくりを	・自然環境の保護・保全の努力を強化
	陸の豊かさを守ろう	・生態系サービスの保全、回復及び持続可能な利用 ・自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止 ・外来種の侵入の防止、駆除
	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

■環境指標

環境指標	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
森林経営計画の策定面積	1,444.6ha	2,000ha
荒廃農地面積	2.9ha	0ha
自然環境調査の実施回数	1回/年	1回/年以上
外来生物に関する啓発回数	1回/年	1回/年以上
自然とふれあうイベントの実施回数	1回/年	1回/年以上

■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
3-1 森林・農地の 保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能を長期的に機能させるため、森林環境税等を活用した間伐や侵入する竹林対策を進めます。 ・関係機関と連携し、林業の担い手の育成を推進します。 ・公共事業において市産材の利用を促進します。 ・新規就農者の確保や、農地利用の集積・集約化の促進などによる担い手への支援を行います。 ・耕作条件改善事業等を進め、耕作放棄地を解消し、担い手へ農地を集約します。 ・直売所での農産物販売に加えて、市内産の農産物情報や生産者情報を提供することで市民直結型農業を目指します。 ・市民農園の利用促進を図り、農業体験を通じて、地産地消の意識を醸成します。 ・有害鳥獣の生態を知り、えさ場とならない環境づくり、追い払いなど、地域との連携による被害防除に取り組みます。 ・法や条例等に基づき、森林や農地の乱開発の防止に努めるとともに、林地パトロールを強化します。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の直売施設や市民農園等を活用し、地産地消に取り組みます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地の適切な管理を行います。 ・関係機関と連携し、森林や農地の保全・担い手の育成に努めます。 ・開発や工事等を行う際には、周辺の自然環境に配慮します。
3-2 生物多様性 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や自然環境観察員と連携した定期的な自然環境調査を実施し、市内の生態系の状況を把握します。 ・ホームページ等で外来生物や外来生物への対処方法を提供し啓発を図ります。 ・定着した特定外来生物については、適切な防除策を行います。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生き物に興味を持ち、市の自然や生態系について学ぶように心がけます。 ・外来生物を“入れない”、“捨てない”、“拡げない”を実践します。 ・庭木や植栽は、地域の生態系に配慮した樹種を選定します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容と生物多様性の関わりについて理解を深めるよう心がけます。 ・敷地内の植栽は、地域の生態系に配慮した樹種を選定します。
3-3 自然と ふれあう場 の提供	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹や下草刈りなど自然とふれあう場の整備を定期的に行います。 ・環境フェアや自然観察会など環境に関するイベントを行います。 ・自然や生きものとふれあうイベントを開催し、自然への接し方や楽しみ方を啓発します。 ・教育現場との連携強化による、学校における環境教育学習の推進を図ります。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあうイベントに積極的に参加します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、自然とふれあうイベントへの参加を呼びかけます。 ・環境に関するイベントへの協力を検討します。

那珂川市でみられる外来生物は？

地域外が起源の外来種を「外来生物」と呼び、その中でも、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの（おそれがあるもの）を「特定外来生物」といい、法律により、輸入、放出、飼養、譲渡等の取り扱いが規制されています。

福岡県では、県内の定着状況や被害実態を踏まえた「侵略的外来種リスト 2018」を作成しており、那珂川市では、13種が確認されています。これらの種は、移動・分散能力が高く、分布域の拡大が懸念されています。

分類群	種名	分布域
哺乳類	アライグマ	市内全域
鳥類	ガビチョウ	市東部
	ソウシチョウ	市内ほぼ全域
爬虫類	アカミミガメ	市北部・南部
両生類	ウシガエル	市北部・中部
魚類	カダヤシ	市北部
	オオクチバス	市北部・中部
	ブルーギル	市北部・東部・南部
クモ形類	セアカゴケグモ	市北東部
植物	オオフサモ	市北部
	ブラジルチドメグサ	市北部・中部
	オオキンケイギク	市北部
	タチスズメノヒエ	市内ほぼ全域



アライグマ



ブラジルチドメグサ

出典：「福岡県侵略的外来種リスト 2018」（福岡県）、写真提供：環境省ウェブサイト（外来種写真集）

外来種による被害を未然に防ぐため、外来種被害予防三原則が提唱されています。

外来種被害予防三原則







入れない	悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を入れない
捨てない	飼っている外来生物を捨てない(逃がさない・放さない)
拡げない	既にいる外来生物を他の地域に拡げない(増やさない)

環境目標4 みんなが安心・快適に暮らせるまち

本市の大気環境（大気・騒音等）は概ね良好な状態で推移していますが、市民の満足度は低下していることから、引き続き、調査及び監視を実施していくとともに、発生源対策を講じていくことが必要です。各種法令に基づいた調査やモニタリングを行うとともに、事業者への指導や浄化槽の適正管理など発生源対策を進めていきます。

また、本市には安徳大塚古墳をはじめとした歴史・文化遺産や文化財、森林・農地や里地里山などといった特徴的な景観があります。それらを次世代に引き継いでいくために、意識の醸成や景観の保全を図るとともに、空き地・空き家対策などを進めていきます。

■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	すべての人に健康と福祉を	・有害物質、大気、水質及び土壌汚染の防止
	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
	安全な水とトイレを世界中に	・水質の改善 ・有害化学物質による汚染の最小化
	住み続けられるまちづくりを	・持続可能な都市化の促進 ・環境上の悪影響の軽減
	海の豊かさを守ろう	・海洋ごみや化学物質による汚染防止のため、流入河川の水質改善やまちの環境美化
	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

■環境指標

環境指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
河川生物化学的酸素要求量(BOD)環境基準達成率	100%	100%
水洗化率※	98.65%	99.6%
地域猫活動啓発行政区数	1行政区	10行政区
川きれい清掃参加者数	793人	1,000人
ペットのマナーアップ啓発行政区数	26行政区	37行政区

※) 水洗化率は、公共下水道や浄化槽などにより水洗化された人口の割合を示す。

■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
4-1 安心・安全 な生活環境 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの自家焼却・野焼きの指導の徹底、公害防止パトロール体制を強化するとともに、周知啓発を図ります。 ・下水道未接続世帯への勧奨を実施するとともに、市ホームページ等での広報により、下水道接続率の向上を図ります。 ・浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理に関する指導を強化します。 ・法や条例等に基づき、福岡県と連携して工場・事業場への指導を行います。 ・定期的な環境調査を実施し、結果を適宜公表します。また、健康被害等が想定される場合には、速やかに注意喚起等の情報発信を行います。 ・法や条例等による規制のない苦情については、指導等により低減を図ります。 ・多様な媒体を活用し、公害防止に関する啓発を継続的に行います。 ・野良猫の過剰繁殖を減らすため、地域猫（さくらねこ）活動に取り組みます。 ・狂犬病予防のため、犬の登録や予防接種の徹底を呼びかけます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続に努めます。 ・合併処理浄化槽を設置している場合には、適切な維持管理に努めます。 ・公害防止に関する正しい情報を得るように努めます。 ・ペットを飼う場合には、しつけを行い、責任を持って飼育します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所などでは、法や条例等に基づき、生活環境を悪化させないように努めます。 ・公害防止に関する正しい情報を得るように努めます。
4-2 景観・緑地 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度の有効活用など魅力的な市街地景観の形成を図ります。 ・空き地の計画的管理（樹木剪定・消毒・草刈等）について、土地所有者へ指導します。 ・放置自転車対策として、住民・行政・警察が連携した監視を行います。 ・ペットのフンの放置防止やポイ捨て防止など、住民の環境モラル向上に向けた啓発を推進します。 ・花いっぱい運動を支援し、まちの緑化を推進します。 ・行政区、事業者、クリーンパートナー制度等による清掃・美化活動を推進します。 ・文化財の適切な保存管理と保存団体等への支援を行います。 ・歴史・文化遺産を活用したイベント・学習会等を開催し、知識を深めます。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家や空き地は定期的な維持管理を行います。 ・自転車は放置せず、決められた場所に駐輪します。 ・ごみのポイ捨てをしない等、環境美化に関するマナーを守ります。 ・庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。 ・地域の清掃・美化活動への参加に努めます。 ・地域の伝統や文化を守る行事等への参加に努めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地は定期的な維持管理を行います。 ・敷地や屋上などの緑化に努めます。 ・地域の清掃・美化活動への協力を努めます。 ・地域の伝統や文化を守る行事等への協力を努めます。

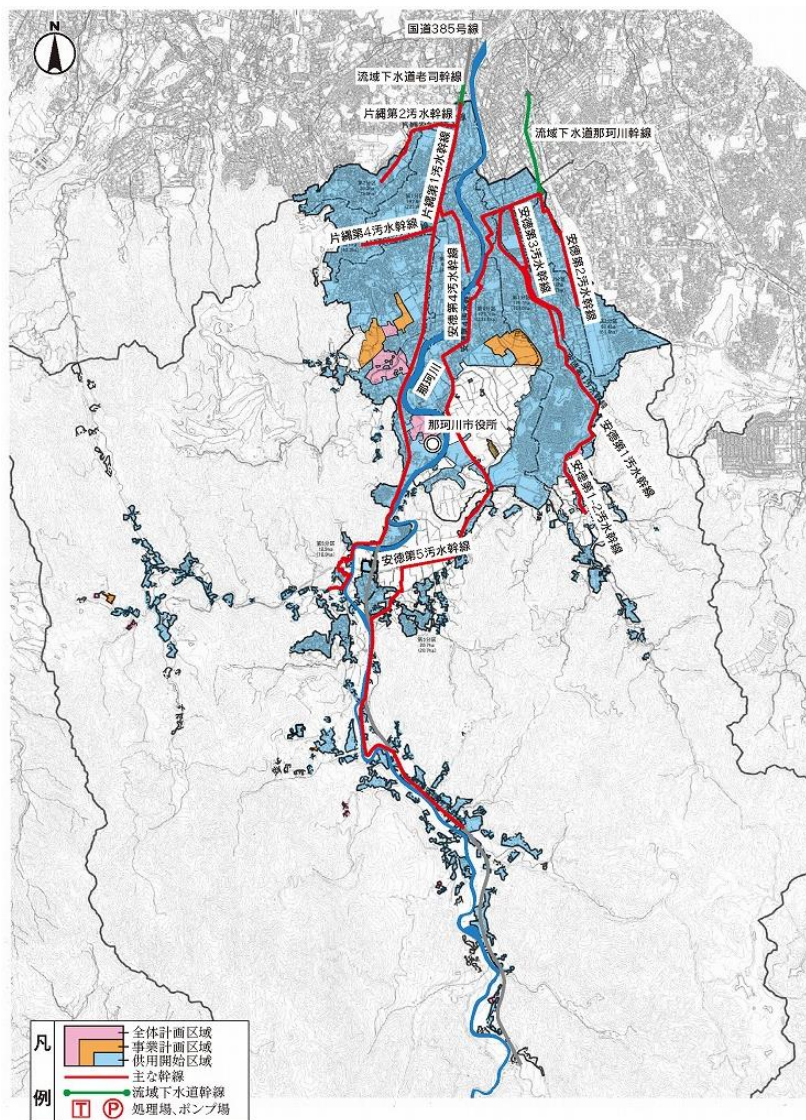
下水道への早期接続のお願い

市民アンケートの結果、最も重要度が高い施策は「水環境・土壌環境の保全」でした。

水環境を保全する対策のひとつとして、下水道があります。下水道は、家庭や事業所などから出される汚水が、そのまま処理されずに河川や海などに流れるのを防ぎ、水質を守ります。また、トイレを水洗化したり、生活排水を下水道へ流すことで、清潔で快適な生活環境が確保されます。

下水道が使用できるようになった区域で、まだ下水道へ接続されていないご家庭や事業所は、できるだけ早期の接続をお願いします。

那珂川市の公共下水道区域図



出典：福岡県の下水道（令和4年度）（令和5年3月,福岡県）

接続にあたって、奨励金・補助制度の対象となる場合があります。詳細は下水道課（TEL：092-408-6271）へお問合せください。

- ◆ 水洗便所改造普及奨励金

第5章 地域気候変動適応計画

1 気候変動への適応とは

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を最大限実施したとしても完全に避けることができないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

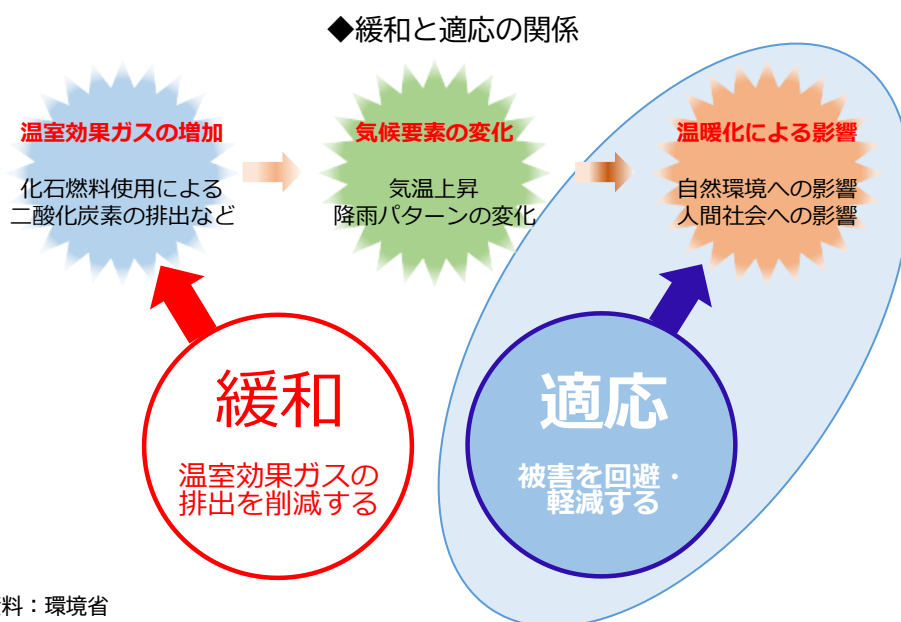
平成30（2018）年に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的な仕組みが整備されました。国では、気候変動対策として緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）と適応策は車の両輪であり、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法の2つを礎に、気候変動対策を着実に推進していくとしています。

都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされ、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への「適応策」の推進が求められています。

また、国では、令和3（2021）年度に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みを網羅的に示しています。令和5（2023）年5月の改正により、熱中症対策の取り組み強化（熱中症対策実行計画等）が盛り込まれました。

本市においても、頻発する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められています。

「適応策」を講じていくに当たり、本計画では、国の「気候変動影響評価報告書」を活用して、現状における気候変動の影響と将来予測される気候変動の影響の整理やその評価を行っています。



2 気候変動における影響の評価

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野について、国の気候変動影響評価報告書を踏まえて、本市における気候変動の影響を整理しました。

◆本市における気候変動による影響の評価

分野	大項目	小項目	気候変動影響評価報告書 による評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	農業	水稲	○	○	○
		野菜等	◇	○	△
		果樹	○	○	○
		麦・大豆・飼料作物等	○	△	△
		病虫害・雑草等	○	○	○
		農業生産基盤	○	○	○
		食糧需給	◇	△	○
	林業	木材生産（人工林等）	○	○	△
水環境・ 水資源	水環境	湖沼・ダム湖	○	△	△
		河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	○	○	○
		水供給（地下水）	○	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○
		里地・里山生態系	◇	○	□
		人工林	○	○	△
		野生鳥獣の影響	○	○	□
		物質収支	○	△	△
	淡水生態系	湖沼	○	△	□
		河川	○	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の移動（在来種）	○	○	○
		分布・個体群の移動（外来種）	○	○	△
	生態系サービス	生態系サービス	○	-	-
自然生態系と関連する レクリエーション機能等		○	△	□	

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、-：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、-：現状では評価できない

◆本市における気候変動による影響の評価（続き）

分野	大項目	小項目		気候変動影響評価報告書 による評価		
				重大性	緊急性	確信度
自然災害・沿岸域	河川	洪水		○	○	○
		内水		○	○	○
	山地	土石流・地すべり等		○	○	○
	その他	強風等		○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○
		熱中症等		○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症		○	○	△
	その他	脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患者等)		○	○	△
産業・経済活動	製造業	製造業		◇	□	□
	金融・保険		○	△	△	
	観光業	自然資源を活用したレジャー等		○	△	○
	建設業		○	○	□	
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等		○	○	○
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	生物季節	◇	○	○
			地場産業	—	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、—：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模といった①～④の要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」の評価を行っています。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期といった①～②の観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。

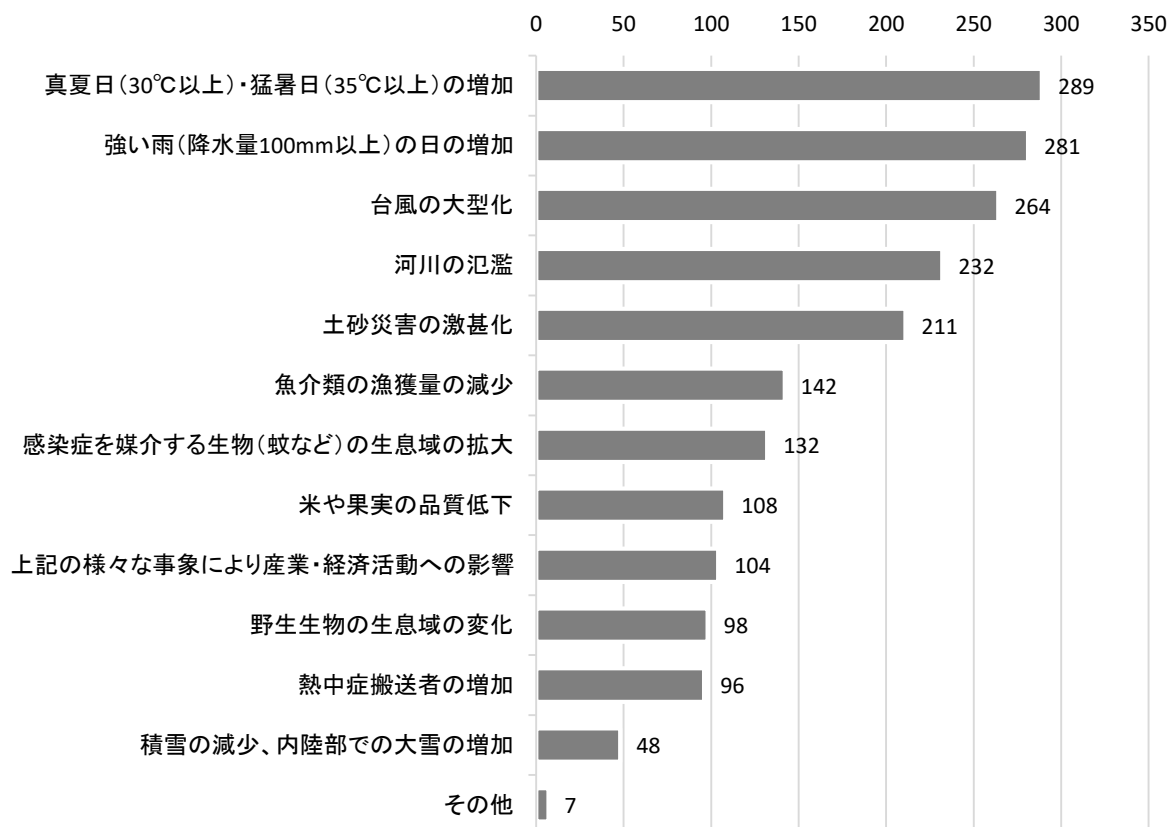
【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度といった①～②の観点ごとに、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。

■令和3（2021）年度実施市民アンケート調査結果

令和3（2021）年度に実施した市民アンケート調査結果によると、本市において気候変動による影響が心配な項目について、「真夏日・猛暑日の増加」「強い雨の日の増加」「台風の大型化」など健康や防災に関する懸念が高くなっています。

◆市民アンケート調査結果における気候変動による影響の心配な項目



※気候変動による影響について「とても心配」または「ある程度心配」と回答した方（400名）に対して、心配な項目を質問した結果を示しています。

3 気候変動の影響への適応策

気候変動により既に生じている影響や将来的に予測される影響の評価結果をもとに、下記のとおり「適応策」を講じていきます。

■農業（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・関係機関と連携し、気候変動に対応した高温耐性品種や栽培・飼養技術の情報把握に努めます。	産業課

■水環境・水資源（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・節水や水の有効活用を図るため、雨水貯留タンク等の設置を促進します。	環境課
・公共施設において、雨水・下水処理水の利用及び雨水浸透ますの導入を推進します。	下水道課
・河川氾濫等を未然に防止するため、定期的なパトロールを実施します。	建設課

■自然生態系（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・本市の自然環境の変化並びにそれに伴う動植物の生息・生育状況及び自然景観について把握するため、自然環境観察員による調査を行います。	環境課

■自然災害・沿岸域（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・土砂災害や水源涵養を未然に防止するため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進します。	産業課
・災害による被害を最小限とするため、老朽化した施設等の計画的な更新や道路の冠水対策など、様々な災害に備えた対策の強化に努めます。	建設課
・那珂川市地域防災計画に基づき、減災に向けた意識向上と体制整備の促進を図ります。	安全安心課
・那珂川市災害廃棄物処理計画を推進し、平常時においても普及啓発・広報を実施します。	環境課

■健康（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・公共施設等へのクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定を行います。	総務課 施設所管課
・関係機関と連携し、熱中症予防知識や熱中症対応知識について普及啓発を強化します。	健康課
・極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、速やかに対応できるよう関係機関との連携、庁内体制の整備を図ります。	環境課
・感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	健康課

■ 国民生活・都市生活（再掲）

具体的な取り組み	主な担当課
・ 公共施設の改修等を行う場合は、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。	環境課
・ 国民運動である「デコ活」の普及啓発を実施します。	環境課
・ 気候変動における影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。	環境課

■ 環境指標（再掲）

環境指標	現状値	目標値
自然環境調査の実施回数	1回/年	1回/年以上
森林経営計画の策定面積	1,444.6ha	2,000ha
熱中症による搬送者数	18人	9人
公共施設への太陽光発電設置率	12.0%	50.0%

熱中症対策の具体的な取り組み

那珂川市では、国の熱中症対策実行計画の施策に準じて、以下の熱中症対策に取り組みます。

熱中症対策の具体的な取り組み

	国の施策	那珂川市の具体的な取り組み
①	命と健康を守るための普及啓発及び情報提供	・適切な時期に効果的な普及啓発を行い、熱中症予防行動を促す。
②	熱中症弱者のための熱中症対策	・関係機関と連携し、高齢者や乳幼児等の熱中症弱者への注意喚起を行う。
③	管理者がいる場等における熱中症対策	・関係機関と連携し、教育施設、職場、スポーツ施設等における暑さ指数の活用等を周知し、熱中症対策を強化する。
④	地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策	・公共施設等へのクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定を行う。
⑤	極端な高温の発生への備え	・極端な高温の発生時に、速やかに対応できるよう関係機関との連携、庁内体制の整備を図ります。
⑥	熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施	・熱中症特別警戒情報の発表時に、速やかに対応できるよう関係機関との連携、庁内体制の整備を図ります。

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

節電 こまめにフィルターのお手入れをする
2週間に1回を目安にしましょう

節電 適切な室温設定

節電 すだれやカーテンを活用し直射日光を遮る

換気 換気をして屋外の涼しい空気を入れる

換気 窓とドアなど2カ所を開ける

温度・暑さ指数を確認する

暑いからエアコンつけてね!

節電 扇風機や換気扇を併用する
長時間、風が体に直接あたらないように注意しましょう

節電 クールビズを取り入れる

節電 複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する

さらに → 気をつけるべきポイント

のどが潤いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(2リットル)を
目安に



コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量はかかりつけ医の指示に従いましょう。



出典：環境省リーフレット（高齢者のための熱中症対策）を一部抜粋

第6章 ワンヘルスの推進のための取り組み

1 ワンヘルスとは

ワンヘルス（One Health）とは、ヒトと動物（家畜、ペット、野生動物を含む）の健康と、それを取り巻く環境（生態系）が、相互に密接につながっており、これらを守るためには一体的に取り組む必要があるという考え方です。

（1）人と動物の関係

犬や猫等のペットを飼養することは日常生活に潤いをもたらし、健康の増進にも寄与しますが、不適切な飼養や遺棄等が近隣住民とのトラブルにもなっています。

また、里地里山への手入れ不足により、サルやイノシシ、カラス等の野生動物の生息域が拡大し、鳥獣被害が発生しています。

（2）人と環境の関係

近年、外来種の侵入などによる生物多様性の損失や、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、農作物の不作や感染症の増加などが進行しており、共通感染症の発生リスクが高まっています。また、健康で快適な生活環境を確保するためには、大気・水・土壌環境の保全が必要です。

（3）安全な食と環境の関係

人の健康は、健康な家畜、安全な農林水産物等を食べることで維持されています。そのため化学肥料など環境への負荷を低減した、持続可能な農業を行う必要があります。

（4）人獣共通感染症

新型コロナウイルス感染症をはじめ、世界中で確認されている新しい感染症は、野生動物が保有していたウイルスが人に感染するようになる「人獣共通感染症」が多く、これらは多くの人が免疫を持たず、治療法が確立されていないため、パンデミックを引き起こす可能性があります。

（5）薬剤耐性菌

ペニシリンの発見以降、多くの抗微生物薬の研究開発が行われ、肺炎や結核等の感染症は激減しました。一方、抗微生物薬に対して抵抗力を持つ薬剤耐性菌が発生しており、新たな抗微生物薬を開発しても、更に耐性を持つ薬剤耐性菌が発生するという状況が繰り返されています。

2 福岡県ワンヘルス推進行動計画とは

福岡県では、令和2（2020）年12月に全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。この条例第11条に基づく「福岡県ワンヘルス推進行動計画」において、目指す姿と7つの柱、市町村の役割が設定されています。

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画の目指す姿

**次世代につなぐ
人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会**

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画の体系図

7つの柱	取り組み事項
1 人獣共通感染症対策	(1) 発生予防（平時の対応） (2) まん延防止（患者発生時の対応） (3) 動向調査、監視 (4) 研究開発、創薬 (5) 普及啓発
2 薬剤耐性菌対策	(1) 動向調査、監視 (2) 感染予防、管理 (3) 抗微生物剤の適正使用 (4) 普及啓発
3 環境保護	(1) 生物多様性の保全 (2) 地球温暖化対策 (3) 大気・水・土壌環境保全対策 (4) 普及啓発
4 人と動物の共生社会づくり	(1) 人と愛玩動物の関係性の向上 (2) 災害発生時等に備えた体制整備 (3) 人と野生動物の共存
5 健康づくり	(1) 自然とのふれあいを通じた健康づくり (2) 愛玩動物とのふれあいを通じた健康づくり
6 環境と人と動物の より良い関係づくり	(1) 健全な環境下における安全な農林水産物の生産等 (2) 生産・消費における環境への負担の低減 (3) 地産地消・食育の推進 (4) 有益な微生物の活用
7 ワンヘルスの実践の基盤整備	(1) 啓発活動の推進 (2) 教育の推進 (3) 中核拠点の整備等

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画における市町村の役割

- 福岡県ワンヘルス推進行動計画に基づく取り組みに積極的に協力する
- 地域の状況に応じたワンヘルスの実践に関する施策を推進する
- 住民へのワンヘルスの理念に係る普及啓発の中心的な役割を担う

3 具体的な取り組み

本市では、福岡県ワンヘルス推進行動計画をもとに、下記の取り組みを講じていきます。

■ワンヘルスに関する具体的な取り組み（再掲）

取り組みの柱	取り組み内容	担当課
人獣共通 感染症対策	・感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	健康課
	・狂犬病予防のため、犬の登録や予防接種の徹底を呼びかけます。	環境課
薬剤耐性菌対策	・薬の適切な使用方法等の周知啓発を図ります。	健康課
環境保護	・市民や自然環境観察員と連携した定期的な自然環境調査を実施し、市内の生態系の状況を把握します。	環境課
	・ホームページ等で外来生物や外来生物への対処方法を提供し啓発を図ります。	環境課
	・広報やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信を行い、意識啓発を図ります。	環境課
	・市民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行います。	都市計画課 環境課
	・市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、ハード・ソフト両面からの対策を進めます。	環境課 総務課
	・公共施設におけるエネルギー使用量等を調査し、削減に努めます。	環境課
	・環境経営システムであるエコアクション 21（EA21）の認証取得を促進するために、情報提供を行います。	環境課
	・公用車への電気自動車の導入を検討するとともに、電気自動車の充電スタンドを設置します。	環境課 総務課
	・燃費の良い運転（エコドライブ）について啓発を行います。	環境課
	・日常的な移動について、マイカー利用から公共交通機関の活用にシフトするよう啓発を行います。	都市計画課
	・歩行者・自転車の通行環境を改善し、徒歩や自転車による移動を促進します。	建設課
	・シェアサイクルやシェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。	環境課 地域づくり課
	・太陽光発電や蓄電池に関する情報提供や補助の推進等により、事業所や市民による建築物への太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。	環境課 関係課
	・公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行います。	環境課 総務課
	・太陽光、太陽熱、バイオマス等に関する情報発信や支援制度等の普及啓発を通じて、多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。	環境課
	・可燃ごみの減量のため、製品プラスチックの分別収集について検討を行います。	環境課
	・森林の多面的機能を長期的に機能させるため、森林環境税等を活用した間伐や侵入する竹林対策を進めます。	産業課
	・公共事業において市産材の利用を促進します。	産業課
	・法や条例等に基づき、森林や農地の乱開発の防止に努めるとともに、林地パトロールを強化します。	産業課 環境課 都市計画課
	・公共施設等へのクールスポットの設置や、熱中症対策について周知等を行います。	健康課 総務課

■ワンヘルスに関する具体的な取り組み（再掲）

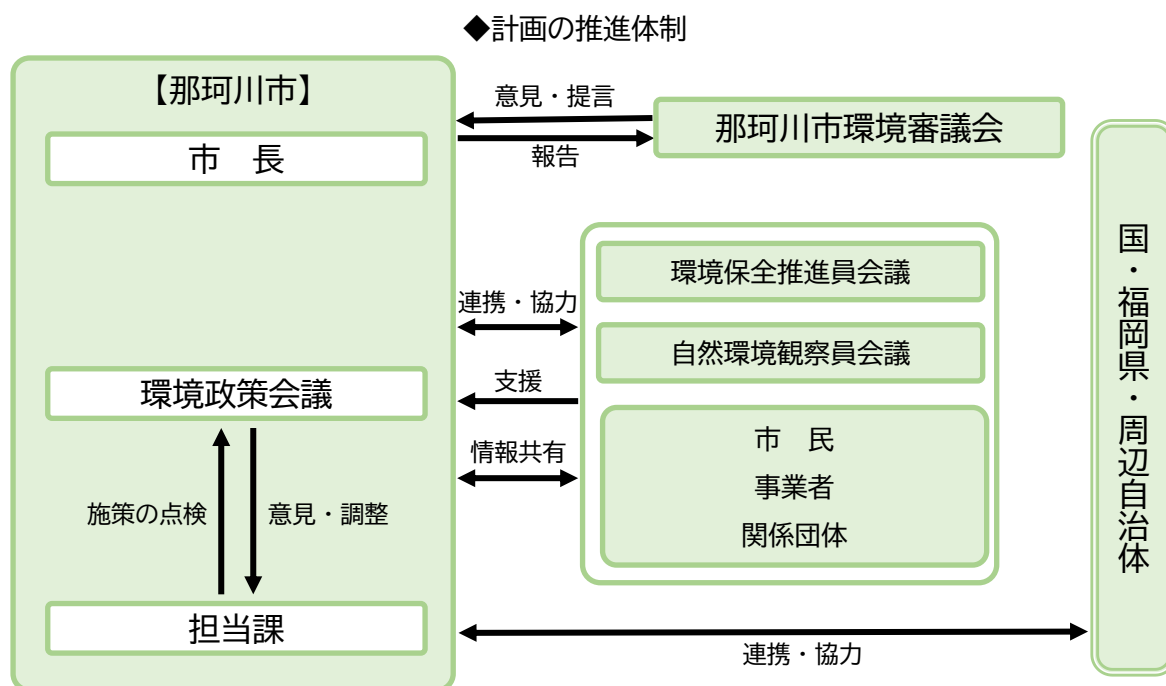
取り組みの柱	取り組み内容	担当課
環境保護	・法や条例等に基づき、福岡県と連携して工場・事業場への指導を行います。	環境課
	・定期的な環境調査を実施し、結果を適宜公表します。また、健康被害等が想定される場合には、速やかに注意喚起等の情報発信を行います。	環境課
	・法や条例等による規制のない苦情については、指導等により低減を図ります。	環境課
人と動物の共生社会づくり	・野良猫の過剰繁殖を減らすため、地域猫（さくらねこ）活動に取り組みます。	環境課
	・有害鳥獣の生態を知り、えさ場とならない環境づくり、追い払いなど、地域との連携による被害防除に取り組みます。	産業課
健康づくり	・環境フェアや自然観察会など環境に関するイベントを行います。	環境課
	・自然や生きものとのふれあうイベントを開催し、自然への接し方や楽しみ方を啓発します。	こども応援課 環境課
環境と人と動物のより良い環境づくり	・ホームページ等で食品ロスを減らす工夫を紹介し、意識啓発を実施します。	環境課
	・市民農園の利用促進を図り、農業体験を通じて、地産地消の意識を醸成します。	産業課
ワンヘルスの実践の基盤整備	・関係機関と連携し、ワンヘルスの取り組みを推進するとともに、地域への周知啓発を行います。	環境課 健康課 産業課

第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に実行するため、進捗状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みにフィードバックさせていく体制を示します。

1 計画の推進体制

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、行政それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。



(1) 推進組織

■那珂川市環境審議会

那珂川市環境基本条例（平成15年12月26日条例第38号）第18条に位置付けられた、学識経験者、関係行政機関の職員、市民、事業者を代表する者、関係団体を代表する者から構成された環境審議会を定期的開催し、環境行政の総合的かつ計画的な推進に係る調査審議に基づき、計画の推進に必要な総合的な点検・評価及び見直し等を行います。

■那珂川市環境政策会議

那珂川市環境政策会議設置要綱（平成20年6月30日要綱第31号）第1条に位置付けられた環境政策会議を定期的開催し、環境基本計画の推進のための政策調整等を行います。また、同要綱第6条に位置付けられた係長級による環境政策ワーキンググループを開催し、会議の作業部会として具体的な連絡調整等を行います。

(2) 協働組織

■環境保全推進員会議

那珂川市環境保全推進員設置規則（令和2年3月27日規則第26号）第1条に定める那珂川市環境保全推進員（以下「推進員」という。）が出席する環境保全推進員会議を開催します。

推進員は、本市の良好な生活環境を保全するとともに、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進するために、情報を提供し、要望及び意見を述べるとともに地域住民に対して、行政の事業計画についての情報提供及び生活環境保全のための指導や地域住民の環境活動への積極的な参加の呼びかけ等を行います。

■那珂川市自然環境観察員制度

自然環境観察員は、那珂川市の自然の中に生息・生育する動植物及び地形地質について、多くの方にご存知のとおり、調査により、現状や変化を捉えていく中で環境保全意識の高揚を図ることを目的として活動しています。那珂川市自然環境観察員制度実施要領（平成27年9月30日訓令第8号）第4条に基づき定例会議や観察及び現地調査を実施しています。

■市民・事業者・関係団体等の各主体

市民一人ひとりが環境問題について認識し、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践します。また、事業活動が環境に与える負荷を認識し、地域環境に貢献するため、経済活動の中に環境の視点を組み込み、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践し、環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めます。

各主体は、行政が推進する環境施策・事業に積極的に協力するとともに、協働して取り組みを推進します。

なお、この主体には、福岡県地球温暖化防止活動推進員等も含まれます。

■行政

本計画で設定した環境施策・事業を計画的かつ確実に実施するとともに、市民・事業者が行う環境保全のための取り組みを支援します。本計画に基づき、公務において環境負荷の低減、環境保全のための行動を職員自らが率先して実践し、市民・事業者を牽引していきます。また、持続可能な社会の発展を目指し、市民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進します。

■国・福岡県・近隣自治体

大気汚染の防止や、河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や福岡県、近隣自治体との連携を図り、広域的な視点で施策を推進するとともに、状況に応じて、国や福岡県への要望を行います。

2 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとしていくためには、計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みにフィードバックさせていくしくみが重要です。

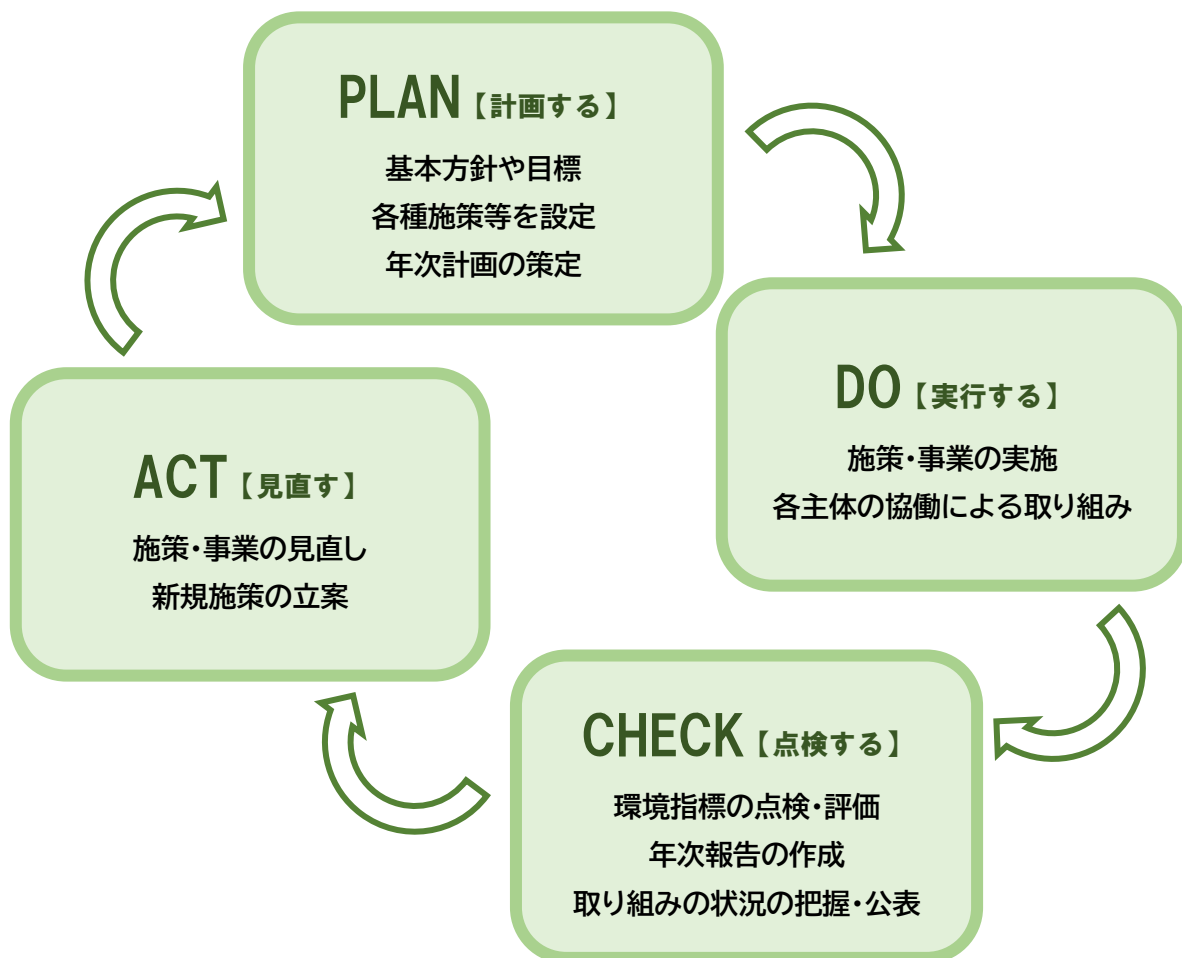
そのため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、[PLAN・計画する] → [DO・実行する] → [CHECK・点検する] → [ACT・見直す] という流れで行います。

このPDCAサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、5年ごとに計画の見直しを行います。

指標などを用いて点検・評価した結果は「年次報告」としてとりまとめた上で公表し、施策の見直しや改善へとつなげます。また、那珂川市環境審議会において年次報告に基づいて計画の進捗状況や効果について確認・検討します。

これらの各組織・主体から寄せられた意見及び助言は、次年度以降の施策や取り組みへと反映していきます。

◆計画の進行管理



資料編

1 計画の策定経過

開催日等	会議等	内容
令和3(2021)年 11月1日	令和3年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・令和2年度那珂川市環境基本計画年次報告書(案)について ・第3次那珂川市環境基本計画策定に係る市民アンケートについて
11月～ 令和4(2022)年 1月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査 (1,200人、回収率36.0%)
3月25日	令和3年度 第2回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ那珂川」宣言について ・市民アンケートの結果について
8月27日	市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境に関する意識や意見の把握
11月28日	令和4年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度那珂川市環境基本計画年次報告書(案)について ・第3次那珂川市環境基本計画策定に係る市民ワークショップの報告について
令和5(2023)年 3月20日	令和4年度 第3回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画について
6月	庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について
8月	庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について
10月23日	令和5年度 第1回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画(素案)について
12月14日	令和5年度 第2回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画(案)について
令和6(2024)年	パブリックコメント実施	
3月12日	令和5年度 第3回那珂川市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次那珂川市環境基本計画(案)について

2 環境審議会委員名簿

選出区分	所属等	氏名
1号委員 (学識経験者)	国立大学法人九州大学 大学院芸術工学研究院	あきひろ かずお 朝廣 和夫
2号委員 (関係行政機関の職員)	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	ほあし けいいちろう 帆足 慶一郎 (～令和4年3月31日)
		しらべ みつひろ 調 光浩 (令和4年4月1日～)
3号委員 (住民)	公募	くまがい よしゆき 熊谷 吉幸
		なかじま ふみき 中島 史樹
		いわき ひとみ 岩城 瞳 (～令和5年3月31日)
		くさば まなぶ 草場 学 (～令和5年3月31日)
		やまもと みえ子 山本 みえ子 (令和5年4月1日～)
		やつしろ ゆみ 八代 由美 (令和5年4月1日～)
4号委員 (事業所を代表する者)	那珂川市商工会	はらぐち ちよみ 原口 千世美
5号委員 (関係団体を代表する者)	なかがわの環境を考える会	ひが ただし 比嘉 正
	川を住民の手で美しくする会	いのうえ けいすけ 井上 敬介 (～令和5年3月31日)
		ほんだ しげる 本田 茂 (令和5年4月1日～)
	那珂川市区長会	かわさき やすひこ 川崎 靖彦
那珂川市婦人会	いけだ ほなみ 池田 穂波	

3 アンケート調査結果

■ 調査目的

「第3次那珂川市環境基本計画」の改定にあたり、環境施策を総合的かつ計画的な推進を図るために、市民の環境に関する意向や要望等を把握することを目的としました

■ 調査概要

調査概要

	概要
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女（1,200人）
抽出方法	無作為抽出
実施方法	郵送配布・郵送回収による郵送調査法
調査期間	令和3（2021）年11月～令和4（2022）年1月
回収率	36.0%（432/1,200）

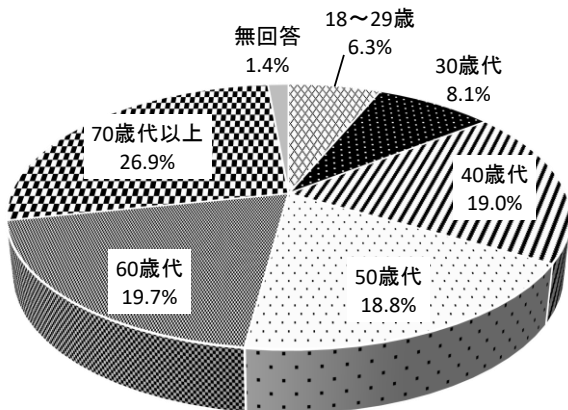
■ 調査票の設計

- ・平成24（2012）年度に実施されたアンケート調査結果と比較し、市民における環境に関する意識・意向、取組実態等の変化を把握しました。
- ・那珂川市に関連する気候変動などの新たな動向について設問に盛り込みました。
- ・那珂川市における気候変動影響評価を行うため、現在及び将来における気候変動についての内容を盛り込みました。
- ・前計画の成果指標となっている設問は、成果指標の達成状況の評価に利用しました。
- ・満足度と重要度の相関図を作成する等、那珂川市の課題分析、施策の検討に利用しました。

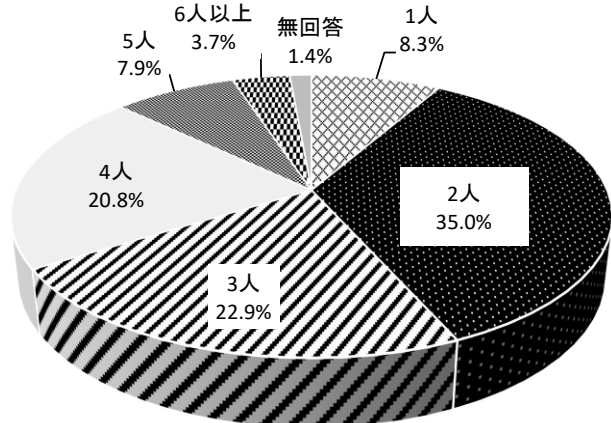
■ 調査結果

あなた自身について教えてください。

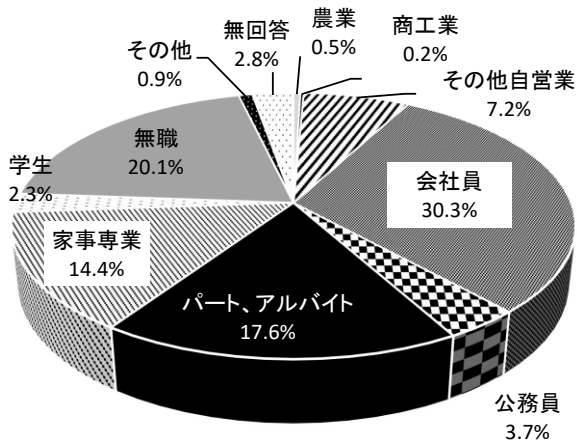
【年齢】



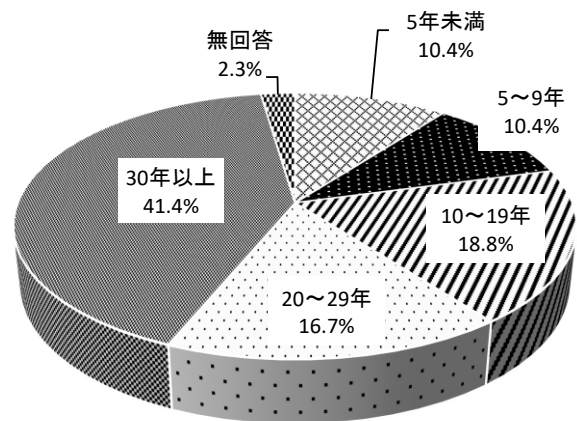
【世帯人員】



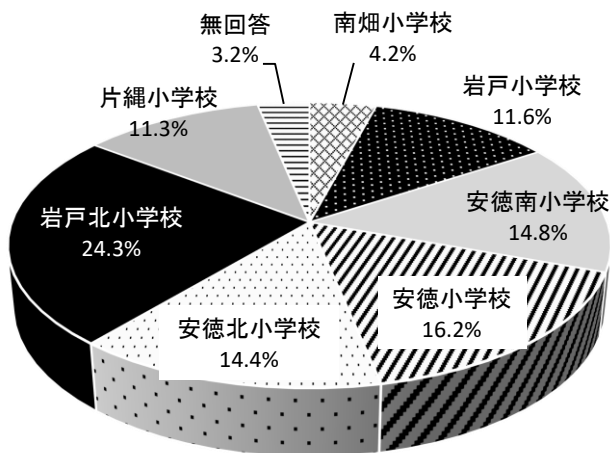
【職業】



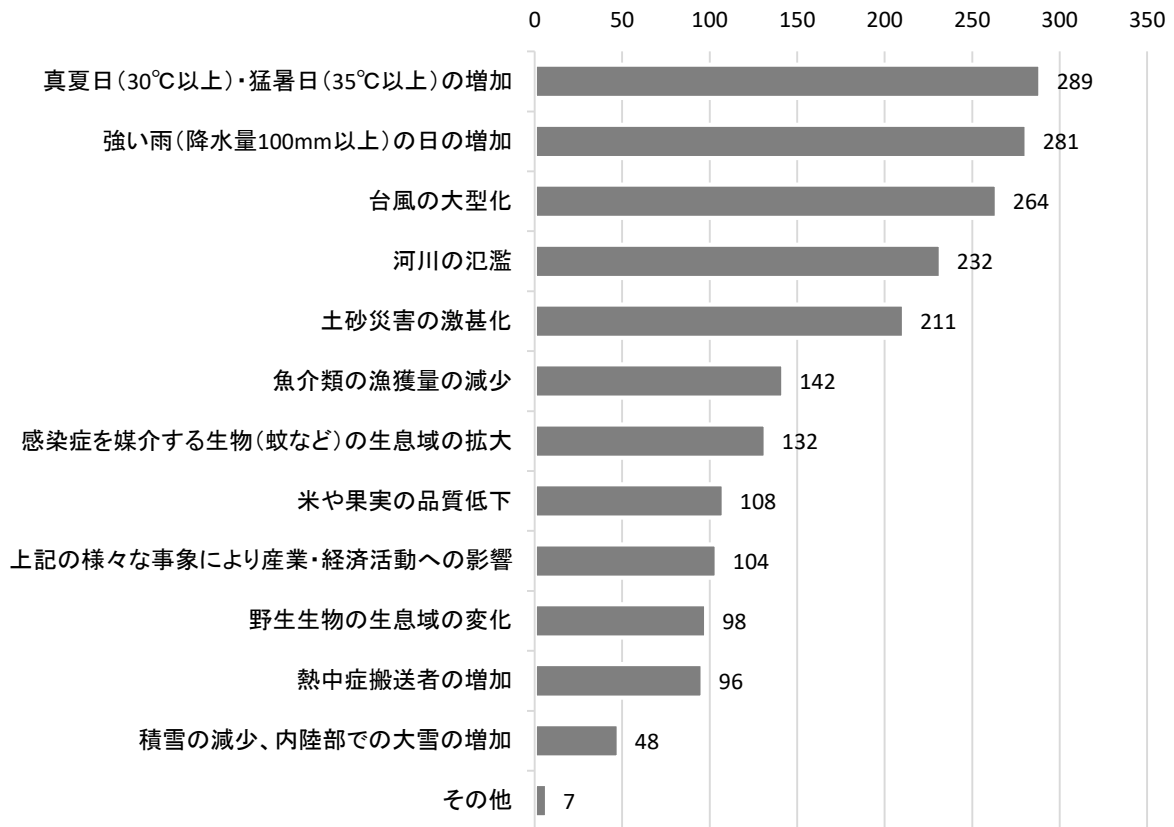
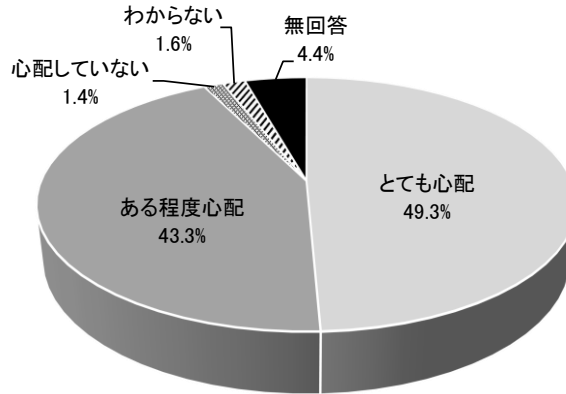
【居住年数】



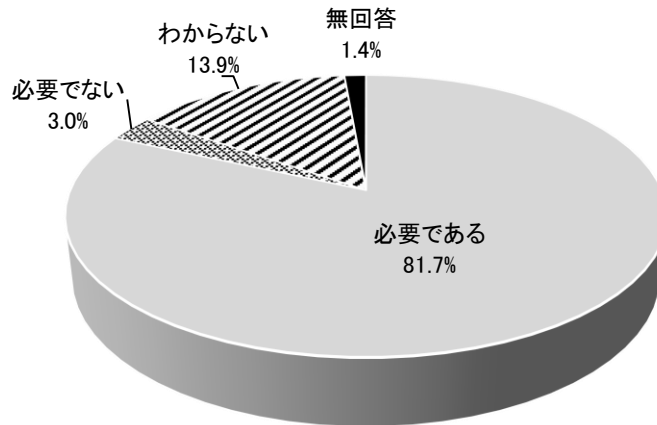
【小学校区】



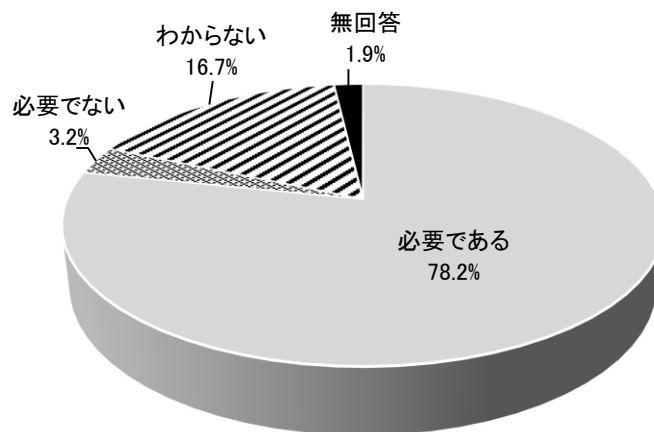
問1 気候変動により、わたしたちの生活に様々な影響が出ることが予測されています。あなたは気候変動による影響をどれくらい心配していますか。また、「とても心配」、「ある程度心配」とお答えの方は、その内容についてお答えください。



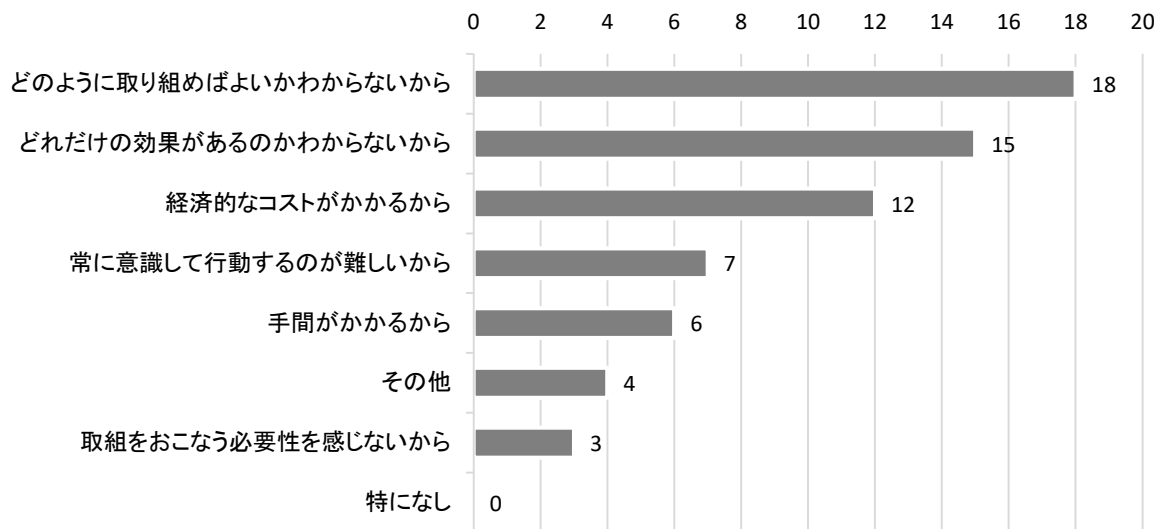
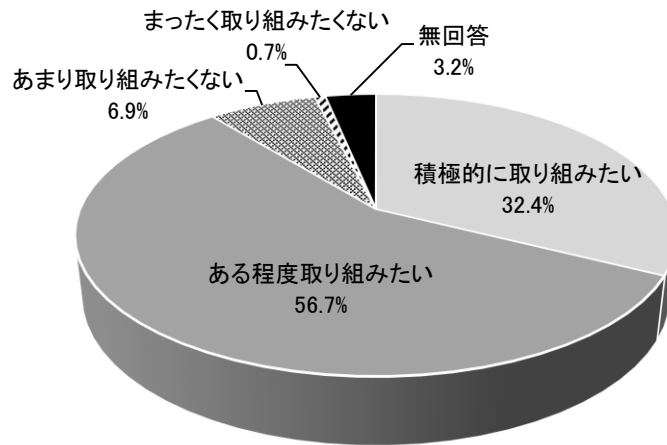
問2 那珂川市では、近年の気候変動が危機的な状態であると考え、「気候非常事態宣言」を表明することで、この危機感を市民や事業者のみなさまと共有し、地球温暖化対策に取り組むよう考えています。あなたは、那珂川市が気候非常事態宣言を行うことが必要と考えますか。



問3 温室効果ガスの排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする脱炭素社会の実現に向けて、本市も温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組むよう考えています。あなたは、那珂川市がゼロカーボンシティ宣言を行うことが必要と考えますか。

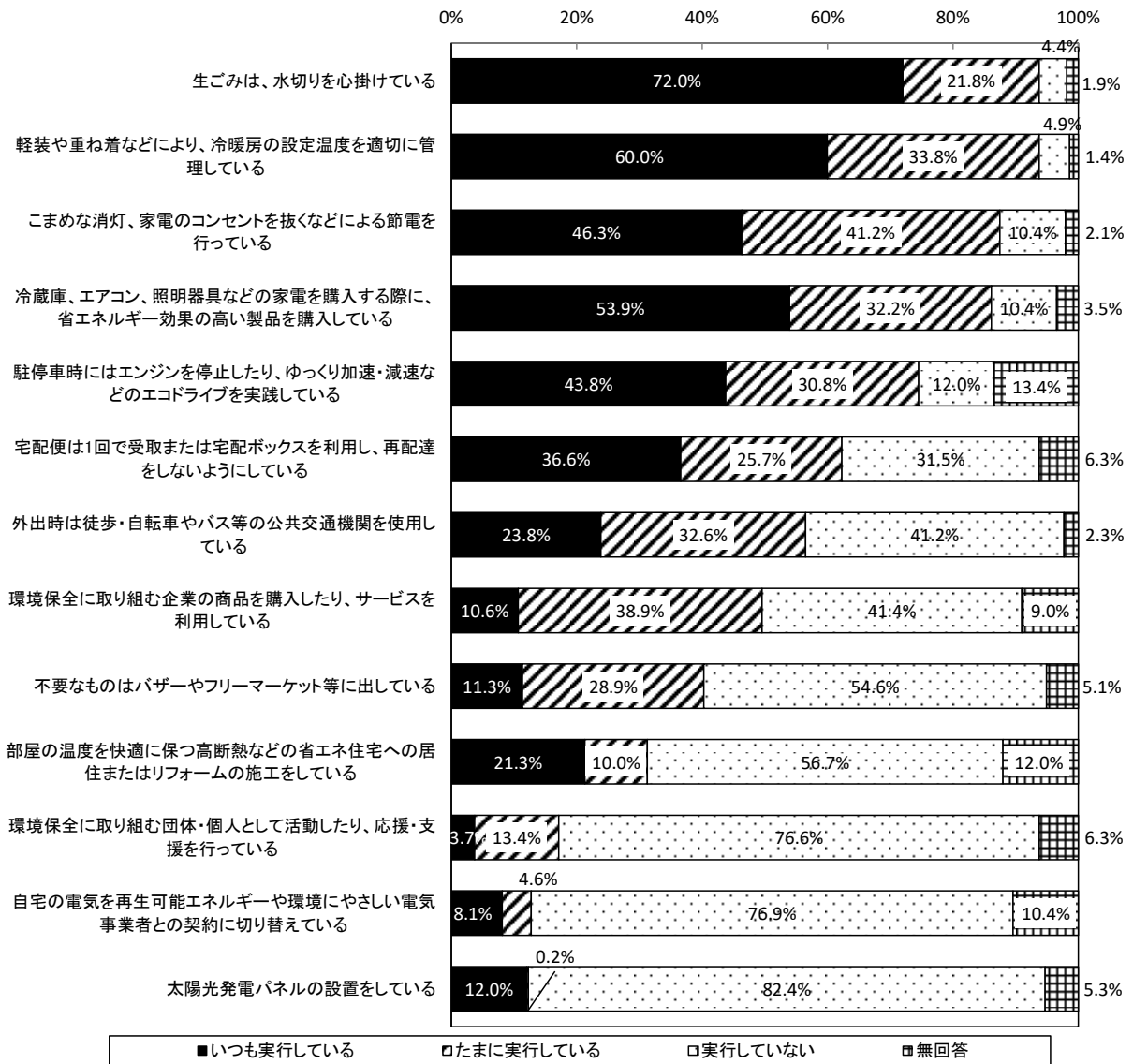


問4 あなたは、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を減らす取組について、どのようにお考えですか。また、取組みたくない理由は何ですか。

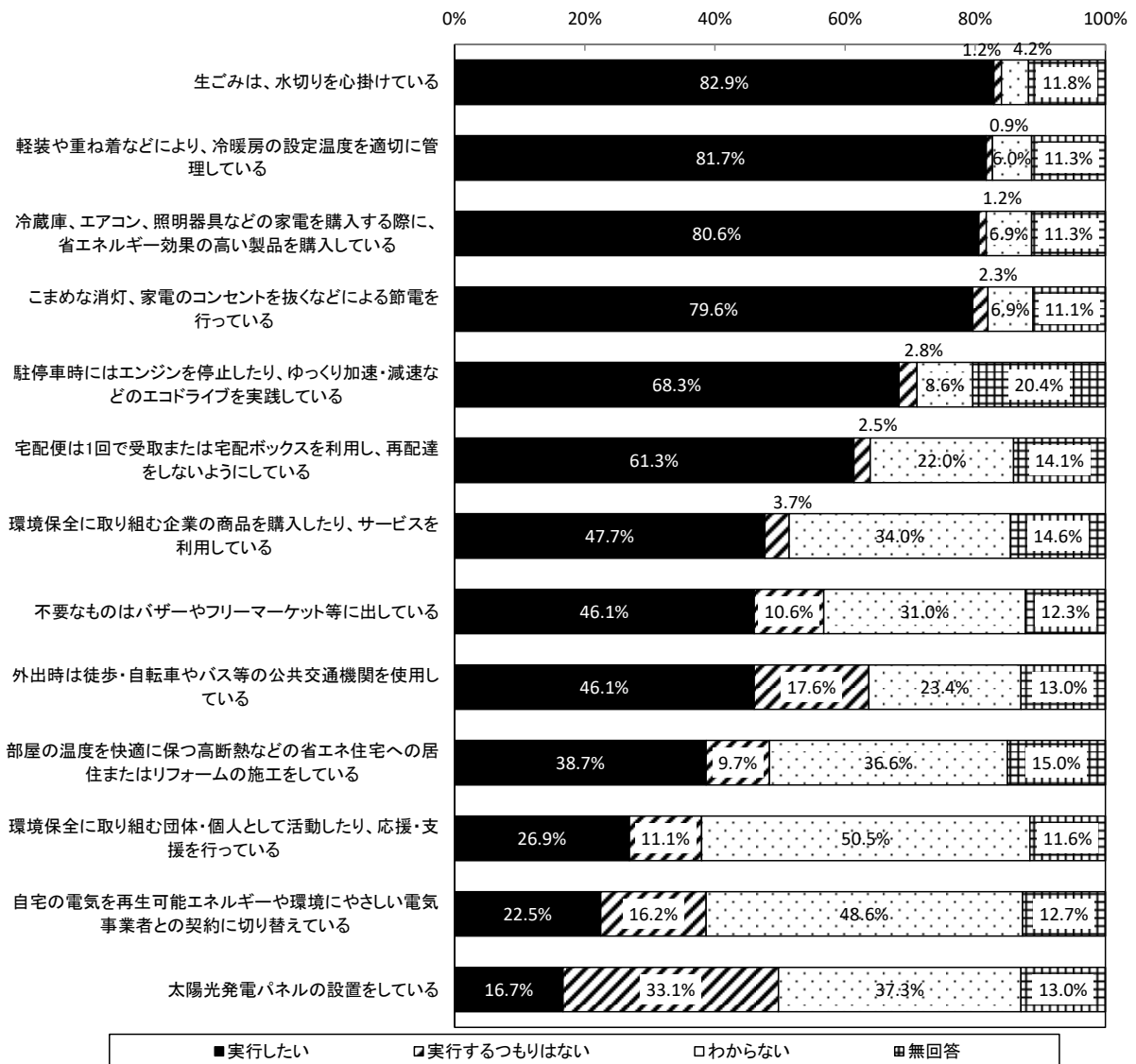


問5 以下の環境保全につながる行動を、日常的にどの程度実行していますか。また、今後の取組意向についても教えてください。

【現在】

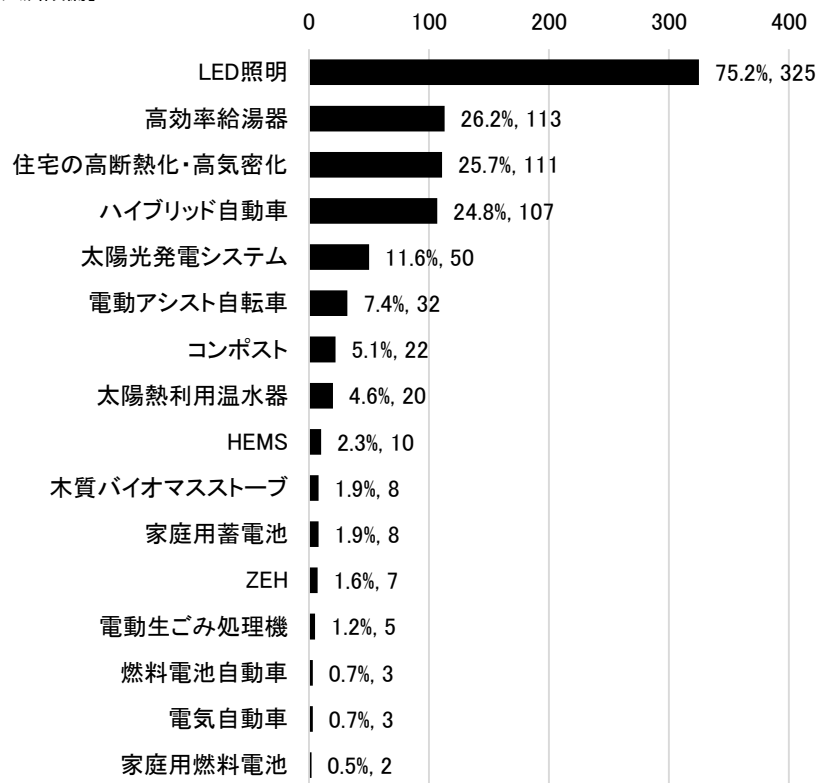


【今後】

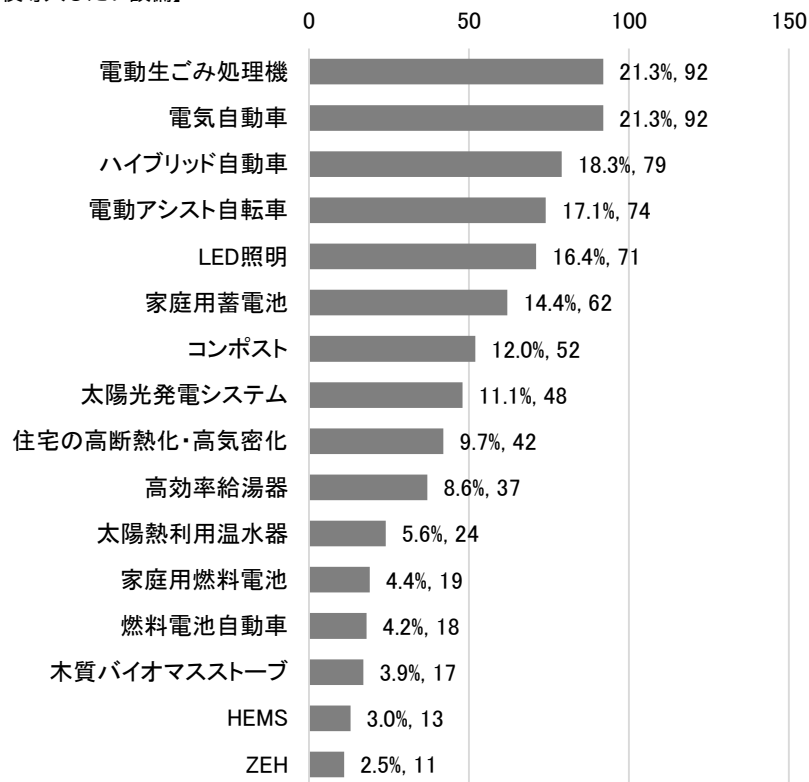


問6 ご家庭で導入されている設備と今後導入したい設備について教えてください。

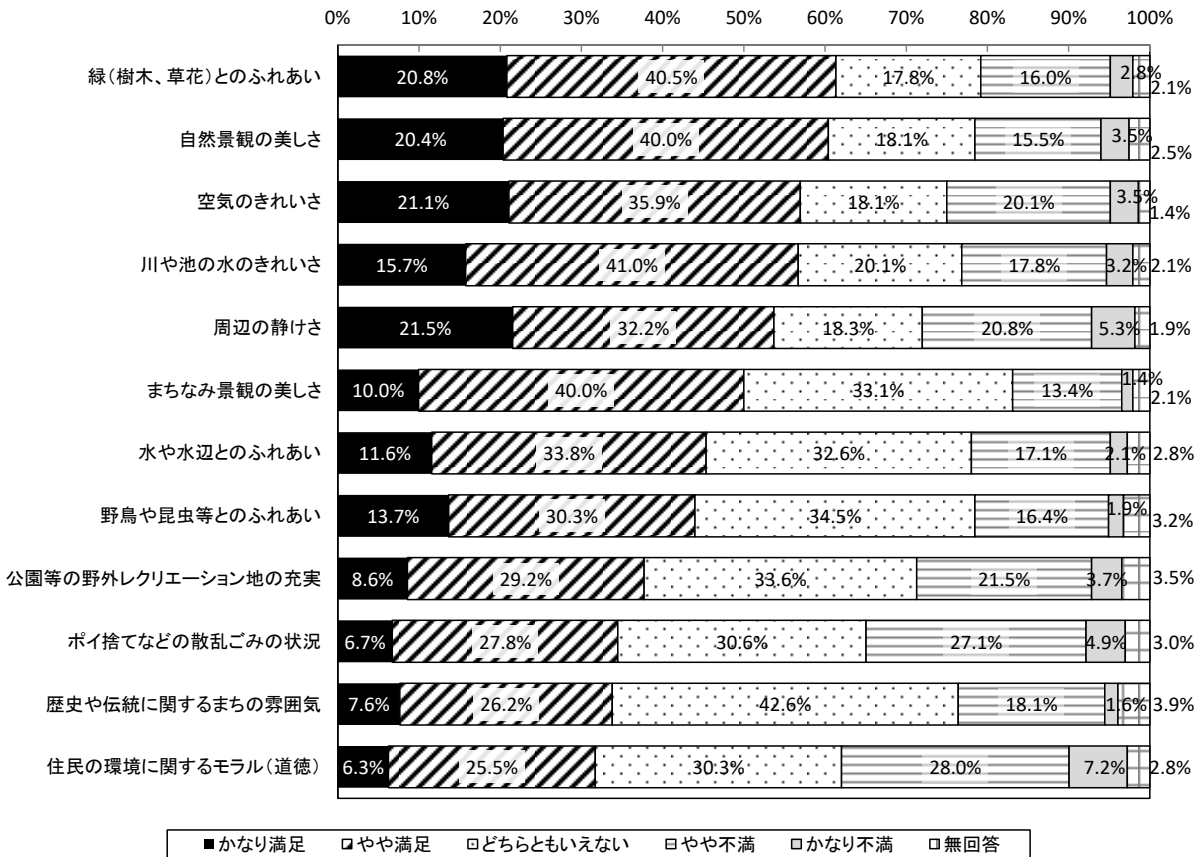
【導入済設備】



【今後導入したい設備】



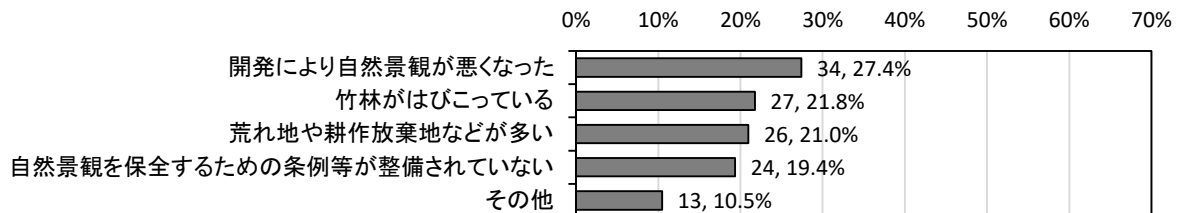
問7 あなたは、お住まいの周辺環境の現在の状況について、どのように感じですか。また、「やや不満」、「かなり不満」とお答えの方は、その原因についてもお答えください。



緑(樹木、草花)とのふれあいの不満の原因(n=94)

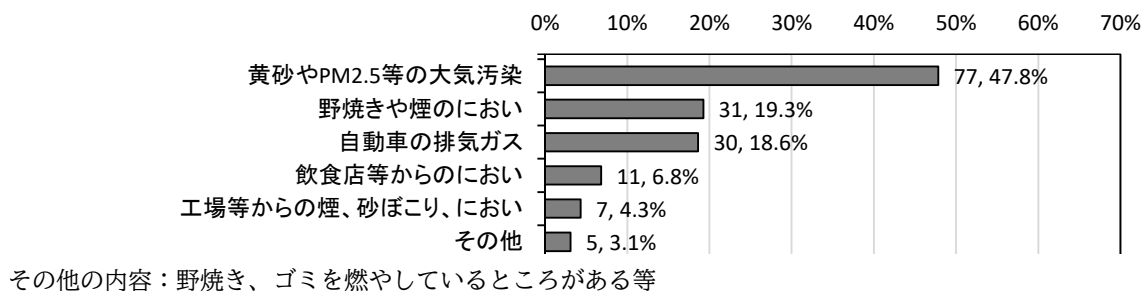


自然景観の美しさの不満の原因(n=124)

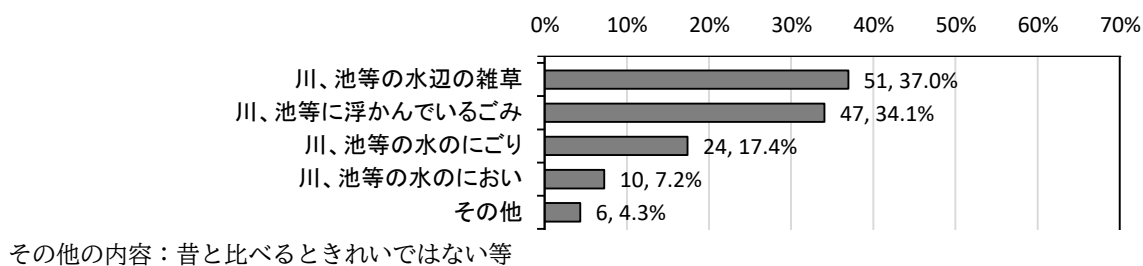


その他の内容：道路の雑草が放置されている、住宅や工場の庭木等が手入れされていない等

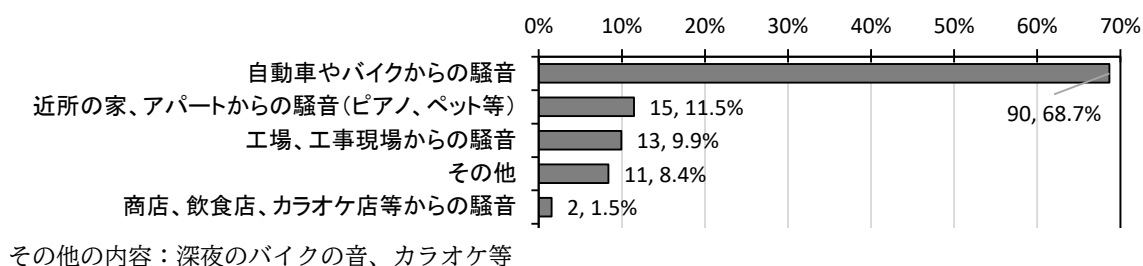
空気のきれいさの不満の原因(n=161)



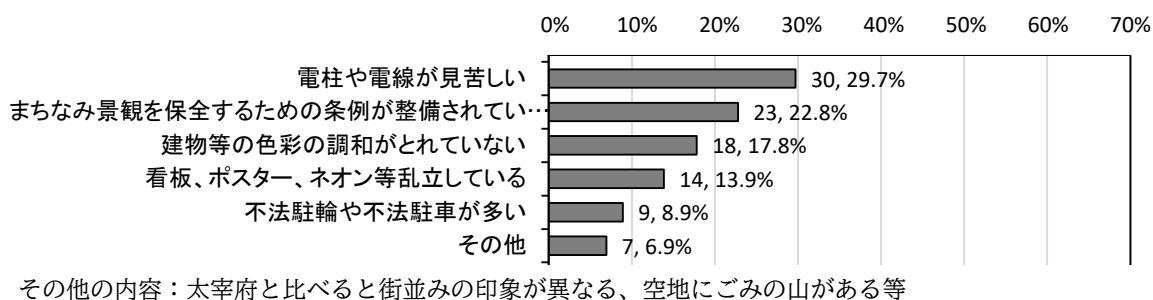
川や池の水のきれいさの不満の原因(n=138)



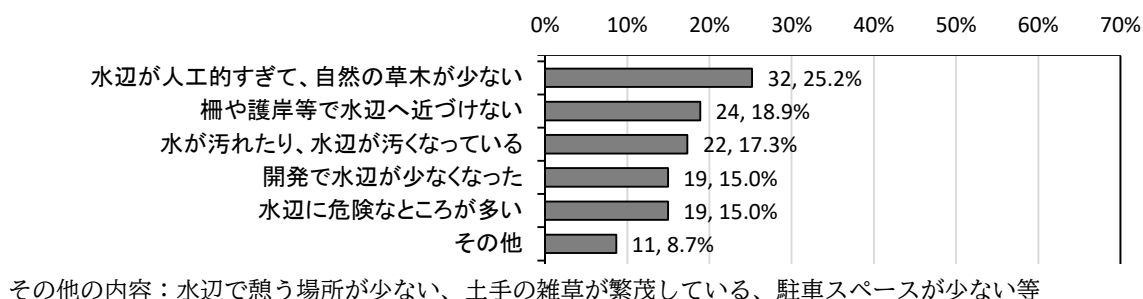
周辺の静けさの不満の原因(n=131)



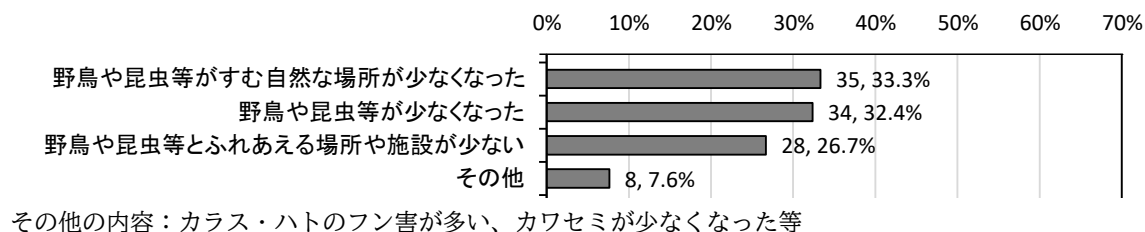
まちなみ景観の美しさの不満の原因(n=101)



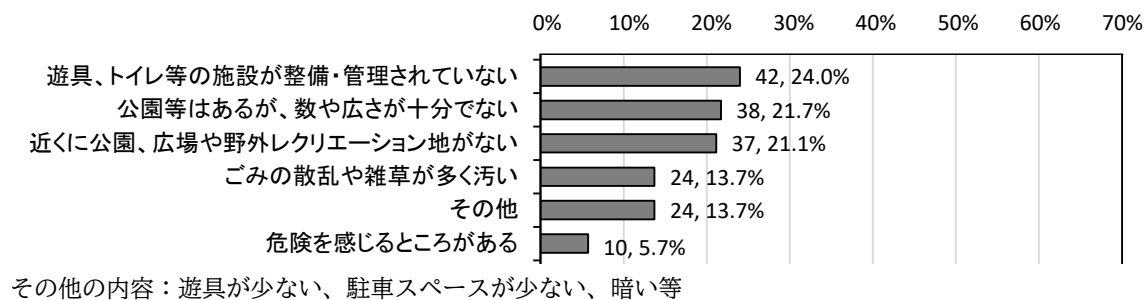
水や水辺とのふれあいの不満の原因(n=127)



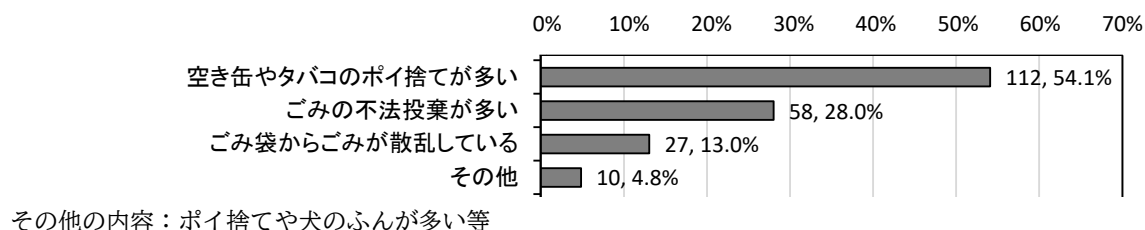
野鳥や昆虫等とのふれあいの不満の原因(n=105)



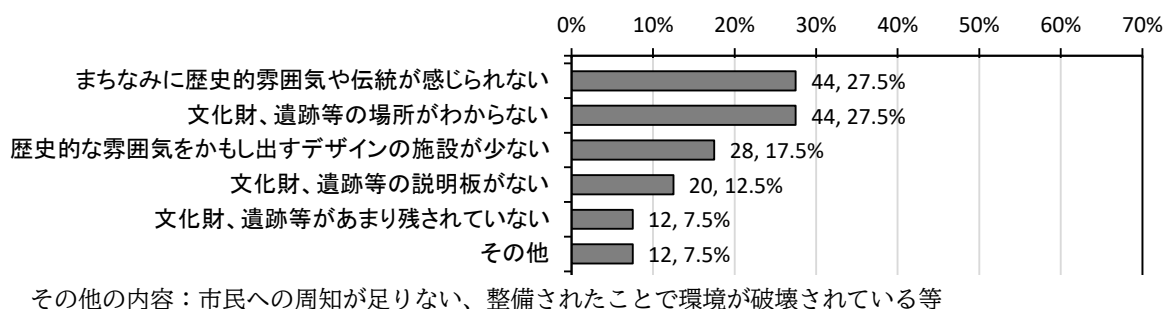
公園等の野外レクリエーション地の充実の不満の原因(n=175)



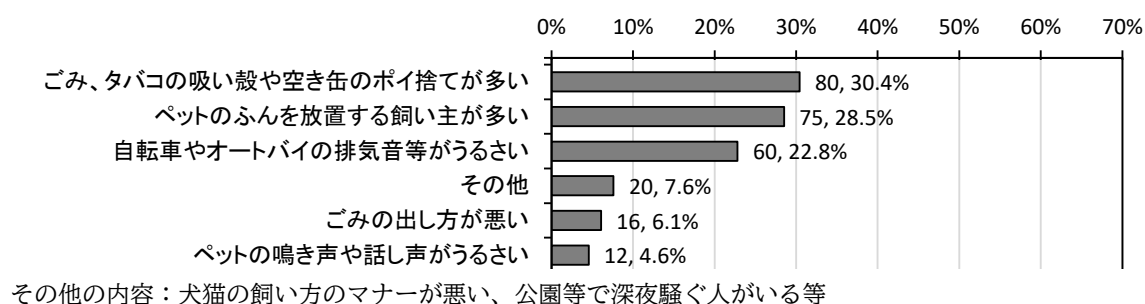
ポイ捨てなどの散乱ごみの状況の不満の原因(n=207)



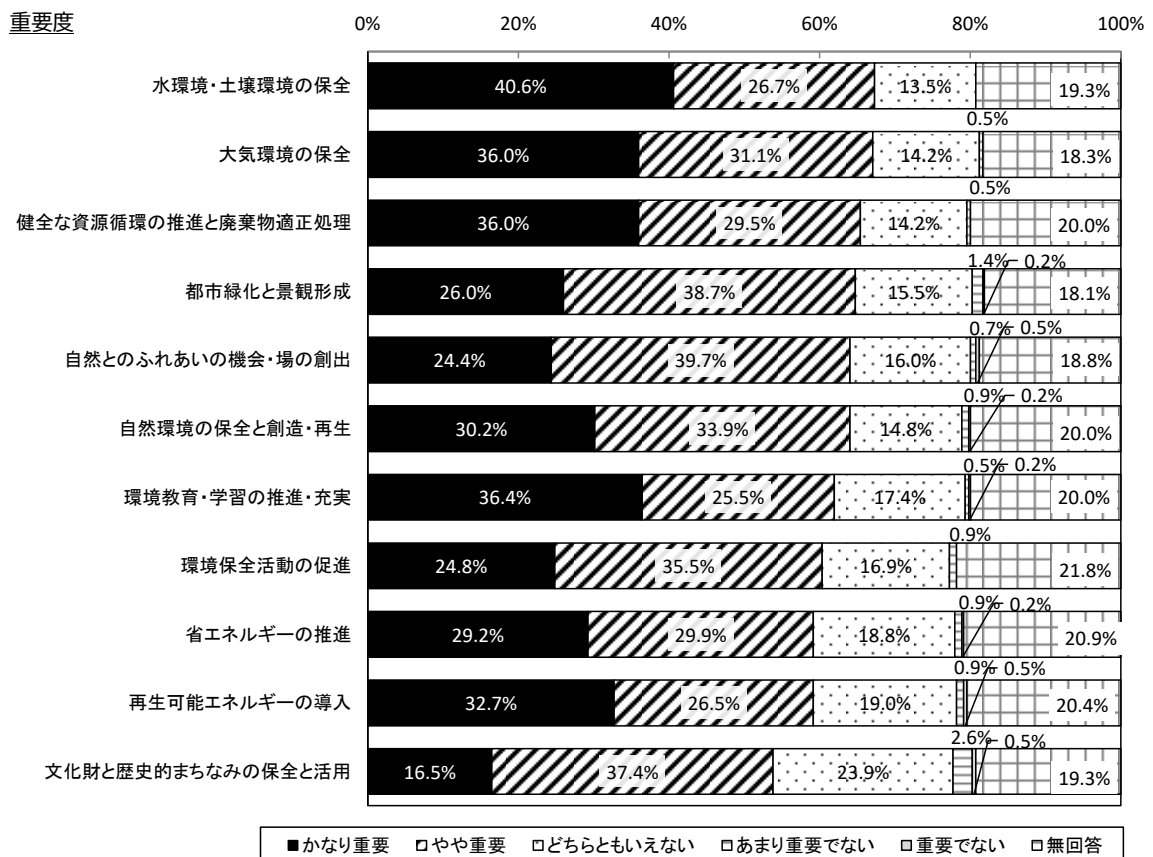
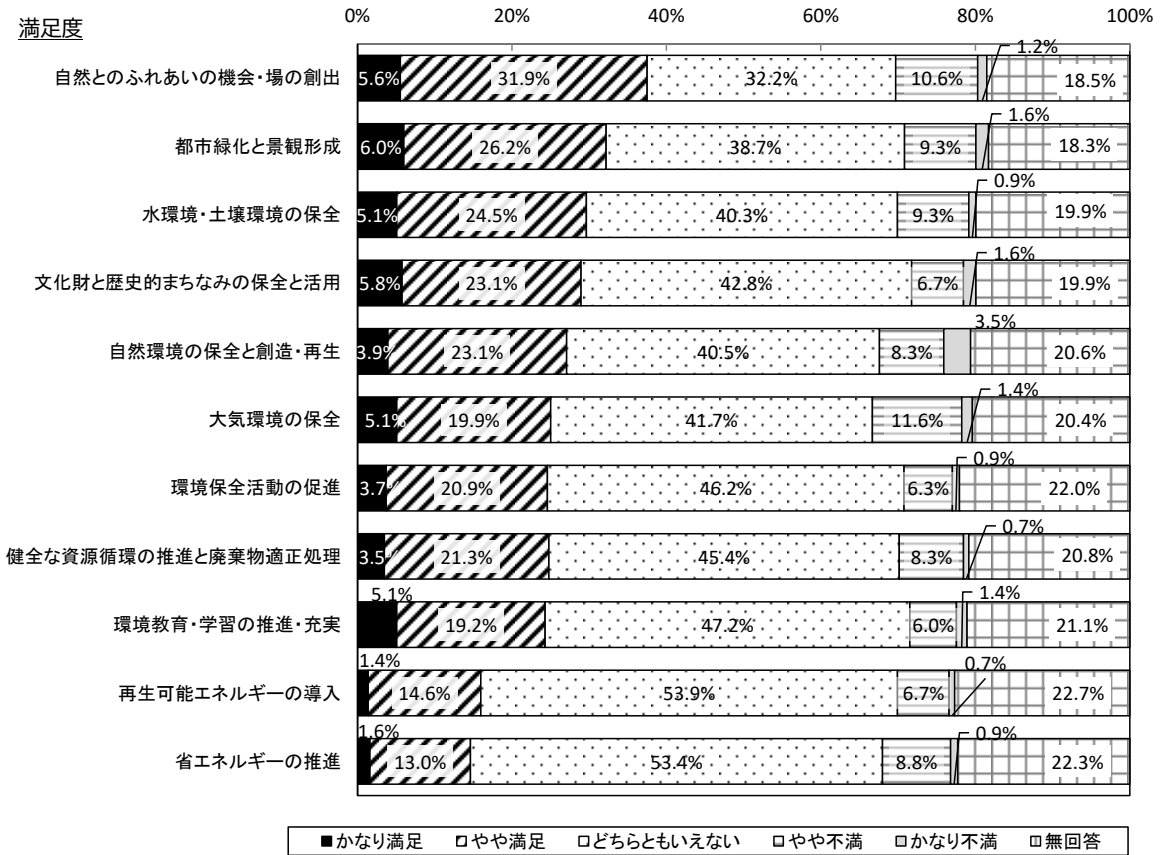
歴史や伝統に関するまちの雰囲気の不満の原因(n=160)



住民の環境に関するモラル（道徳）の不満の原因(n=263)



問8 これまでに市が実施してきた環境を良くするための取組について、どのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。

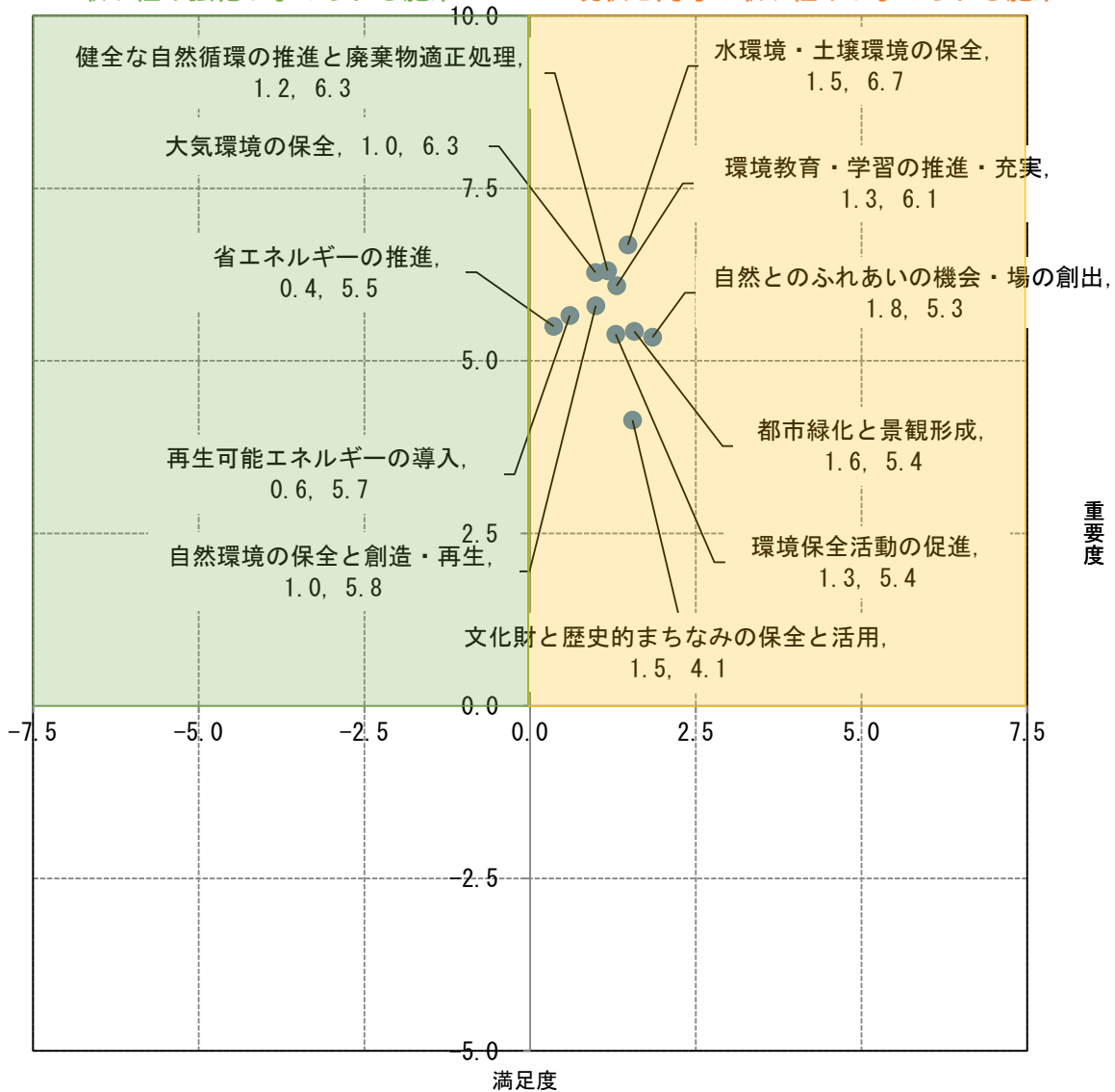


●満足度・重要度の平均評価点の算出方法

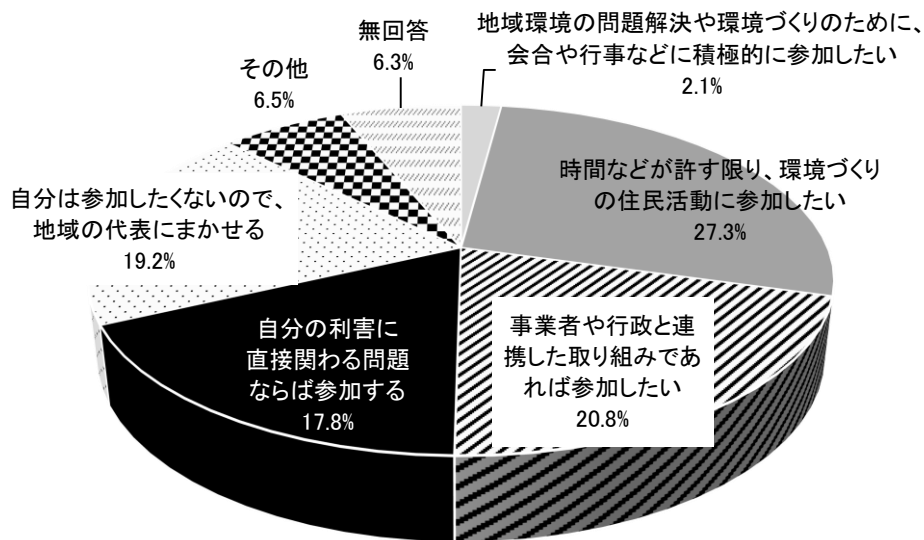
$$\text{平均評価得点} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ \text{「やや満足・重要」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ \text{「やや不満・あまり重要でない」の回答者数} \times (-5 \text{点}) \\ \text{「かなり不満・重要でない」の回答者数} \times (-10 \text{点}) \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」、「やや満足・重要」、} \\ \text{「どちらともいえない」、「やや不満・あまり重要でない」、} \\ \text{「かなり不満・重要でない」の回答者数} \end{array} \right)}$$

満足度が低く、重要度が高い施策
= 取り組み強化が求められる施策

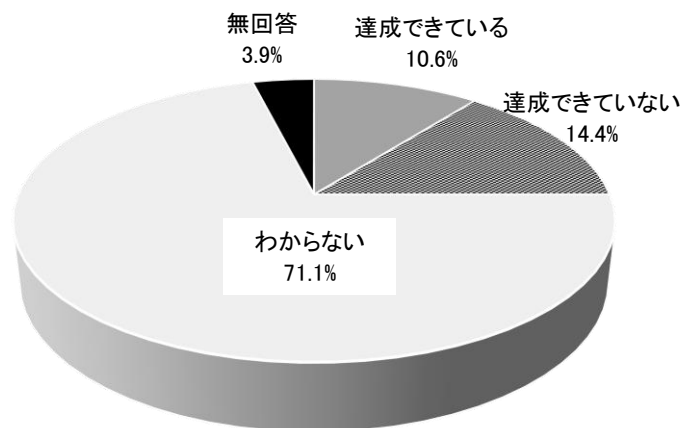
満足度が高く、重要度も高い施策
= 現状と同等の取り組みが求められる施策



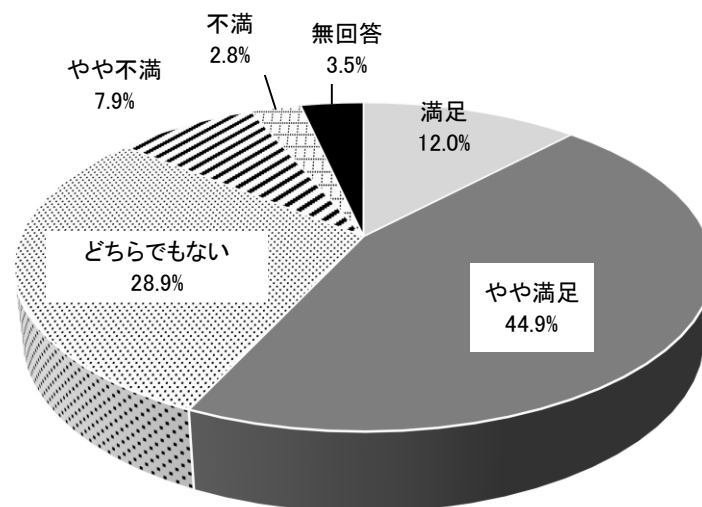
問9 より良い環境づくりを進めていくための住民活動にどの程度参加したいですか。



問10 現在の第2次環境基本計画における環境像「水と緑を育み、子どもたちに伝えるまち なかがわ」は達成できていると思いますか。



問11 那珂川市の環境に対して、満足していますか。



4 環境基本条例等

(1) 那珂川市環境基本条例

(平成 15 年 12 月 26 日条例第 38 号)

改正

平成 16 年 9 月 22 日条例第 35 号

平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第 7 条－第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 10 条－第 17 条)

第 4 章 環境審議会(第 18 条－第 20 条)

第 5 章 雑則(第 21 条)

附則

前 文

那珂川市は自然環境に恵まれており、那珂川の清流及びみどり豊かな九千部・脊振山系からなる南部一帯、市中央部に広がる田園地帯など、その豊かな自然は市の誇りとなっている。

一方、大都市に近いことから、廃棄物の不法投棄や公害、山林の無秩序な開発や農地の減少等、環境破壊の懸念は大きく、積極的な環境保全活動の取り組みを欠くことはできない。また、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動は、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化等地球規模での環境負荷となっており、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っている。

わたしたちは、良好な環境のもとで健康かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえない恵み豊かな環境を保全及び創造しながら、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

ここに、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、互いに協力し、現在及び将来の市民が持続的に良好で豊かな環境を享受できる那珂川市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が良好で豊かな環境の恵みを享受するとともに、これが将来の世代に引き継がれていくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を確保すること及び、日常生活や事業活動において環境への負荷を減らし、資源循環型社会の形成を目指すため、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、市、市民及び事業者が自らの問題と認識し、すべての事業活動と日常生活において推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、市の施策の実施に伴う環境への負荷の低減を率先して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の発生抑制、野外焼却の自粛等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、自ら環境の保全及び創造に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用、廃棄することによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、廃棄物の適正処理及び再資源化を推進し、資源が有効に利用されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うときは、自ら環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、それぞれの施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を未然に防止し、市民が安心できる良好な生活環境の確保を図ること。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの促進並びに日常生活、事業活動におけるエネルギー及び資源利用の在り方を見直し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に向けた取り組みを行うこと。

(3) 生物の生息及び生態系、種の保存及び生物の多様性を確保するとともに、森林、河川等における多様な自然環境を自然的社会的条件に応じて保全、創造し、人と自然の共生を確保すること。

(4) 水とみどりを生かした良好な都市景観を整備するとともに、歴史的文化的資源の活用保全、地域の清掃美化、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、良好で快適な都市環境の形成を図ること。

(5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂川市環境

基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、那珂川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動計画の策定等)

第9条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて責務を果たせるよう、環境の保全及び創造に向けた具体的な行動を実行するための行動計画を定めるものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の現状や環境の保全と創造に関して講じた施策に関して年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が、地域及び地球上における環境問題の解決に向けた自主的、具体的な行動が促進されるよう、環境の保全と創造に関する教育、学習機会の提供及び広報活動の充実その他必要な措置を講じなければならない。

(住民活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者及び住民団体が自発的に行う地域清掃活動、資源回収に係る活動及びその他環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を継続的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の提供及び公開)

第14条 市は、市民及び事業者の環境に関する意識の向上を図るとともに、自主的な環境保全活動を推進するため、環境の状況その他環境に関する情報を適切に提供又は公開するように努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、市民及び事業者にかかわらず、その行為者に対して必要な規制の措置を講じることができるものとする。

(調査及び研究の実施)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に推進するため、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する事項の調査及び研究を実施するものとする。

(国等との協力)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第18条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、那珂川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、11人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 関係行政機関の職員 1人
- (3) 市民 4人
- (4) 事業者を代表する者 1人
- (5) 関係団体を代表する者 4人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第20条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(平成16年9月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(2) 那珂川市環境審議会規則

(平成 16 年 9 月 28 日規則第 28 号)

改正

平成 19 年 2 月 27 日規則第 21 号

平成 24 年 1 月 30 日規則第 9 号

平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、那珂川市環境基本条例(平成 15 年条例第 38 号)第 18 条の規定に基づき、那珂川市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 27 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 30 日規則第 9 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日規則第 21 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 那珂川市環境政策会議設置要綱

(平成 20 年 6 月 30 日要綱第 31 号)

改正

平成 24 年 1 月 30 日要綱第 4 号

平成 27 年 3 月 31 日要綱第 13 号の 2

平成 29 年 3 月 6 日要綱第 17 号

平成 30 年 1 月 10 日要綱第 1 号

平成 30 年 6 月 27 日要綱第 31 号

令和 3 年 3 月 30 日要綱第 25 号

令和 4 年 11 月 1 日要綱第 55 号の 3

(設置)

第 1 条 この要綱は、那珂川市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、那珂川市環境政策会議（以下「本会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 本会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画に基づく環境プランの推進に関する事。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する事。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事。

(組織)

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる職にある者を委員とし組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 人事秘書課長
- (3) 行政経営課長
- (4) 産業課長
- (5) 建設課長
- (6) 都市計画課長
- (7) 地域づくり課長
- (8) 下水道課長
- (9) 社会教育課長
- (10) 文化振興課長
- (11) 学校教育課長
- (12) 教育総務課長
- (13) 環境課長

2 前項に掲げる委員の任期は 1 年とする。ただし、任期中であってもその職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 本会に会長を置き、会長には環境課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(会議)

第 5 条 本会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 本会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができ

る。

(環境政策ワーキンググループ)

第6条 本会の作業部会として、環境政策ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、第3条に掲げる所属長が推薦する係長級の職にある者を委員とし構成する。
[第3条]

3 ワーキンググループにリーダーを置き、環境課の職員をもって充てる。

4 ワーキンググループは、本会から指定された事項について協議する。

5 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会議の議長となる。

6 リーダーが必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 本会及びワーキンググループの庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月30日要綱第4号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日要綱第13号の2)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月6日要綱第17号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月10日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月27日要綱第31号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日要綱第25号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月1日要綱第55号の3)

この要綱は、公布の日から施行する。

(4) 那珂川市環境保全推進員設置規則

(令和2年3月27日規則第26号)

改正

令和4年4月1日規則第11号の2

(目的)

第1条 この規則は、本市の良好な生活環境を保全するとともに、環境に配慮した循環型のまちづくりを推進するため、環境保全推進員(以下「推進員」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域の環境美化活動の推進に関する事。
- (2) 地域の古紙等集団回収及びリサイクル活動の推進に関する事。
- (3) ごみの不法投棄防止の推進に関する事。
- (4) 飼い主に対するペットのマナーアップの啓発推進に関する事。
- (5) その他環境衛生に関する普及・啓発及び地域の有害な環境情報等に関する事。
- (6) カーボンニュートラルの啓発推進等に関する事。
- (7) 地域住民からの意見、要望等の集約及び市との連絡調整に関する事。

2 推進員は、市が行う環境保全推進員会議に出席し、情報を提供し、要望及び意見を述べるとともに、地域住民に対して市の事業計画についての情報提供及び生活環境保全のための指導等を行う。

(委嘱及び任期)

第3条 推進員は、各行政区長の推薦により、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は、2年とする。

3 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動報告)

第4条 推進員は、活動の状況その他環境保全の向上に関する事について、定期的に市長に報告するものとする。

(証票の交付)

第5条 推進員に対し、証票として、推進員証を交付する。

(活動謝金)

第6条 第3条の規定により委嘱された推進員に対し、予算の範囲内で活動謝金を支給する。

[第3条]

(活動に関する事務)

第7条 推進員に関する庶務は、環境課が行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進員設置に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第11号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

(5) 那珂川市自然環境観察員制度実施要領

(平成 27 年 9 月 30 日訓令第 8 号)

改正

平成 29 年 12 月 20 日訓令第 11 号

平成 30 年 6 月 27 日訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市の恵まれた自然環境の変化並びにそれに伴う動植物の生息・生育状況及び自然景観について調査する自然環境観察員制度（以下「観察員制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 観察員制度において実施する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 動植物の分布や生態についての調査及び報告に関すること。
- (2) 自然環境及び自然景観等の変化についての調査及び報告に関すること。
- (3) 前 2 号の調査により得られた情報の発信に関すること。

(観察員の設置)

第 3 条 観察員制度を実施するため、自然環境観察員（以下「観察員」という。）を置く。

- 2 観察員は、18 歳以上の者とし、公募による登録制とする。
- 3 観察員の登録期間は、2 年間とする。ただし、継続を妨げない。
- 4 観察員として登録できる人数は、30 人以内とする。

(観察員の活動)

第 4 条 観察員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 観察員の活動計画の決定及び調査後の報告事項に関する定例会議の実施
- (2) 活動計画に基づいた観察及び現地調査
- (3) 観察及び現地調査に基づいた実施報告書の作成及び事務局への報告

(観察員のリーダー等)

第 5 条 観察員の中にリーダー及びサブ・リーダー（以下「リーダー等」という。）を置き、観察員の互選によってこれを定める。

- 2 リーダー等は、前条の活動を統括する。

(観察員の謝礼等)

第 6 条 観察員には謝礼等の支払いは行わない。ただし、活動に必要な資材等と認めた場合は、市長はその資材等を提供するものとする。

(情報の発信)

第 7 条 観察員の調査等により得られた情報は、市広報紙及び市ホームページを通じて広く市民へ発信することとする。

(庶務)

第 8 条 観察員制度の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日訓令第 11 号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

5 用語集

●あ行

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類としています。

●か行

カーシェアリング

登録を行った会員の間で車を共有して使用するサービスのことであり、自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながることを期待されます。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることをいいます。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。

気候変動適応計画

「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が策定する計画です。気候変動適応に関する施策の基本的方向や気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関

する事項などについて定めています。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

気候変動に関する政府間パネル

国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

「気候変動適応法」第21条に基づき、熱中症による健康被害を防止するため、市町村長が定める施設です。熱中症特別警戒情報が発表されたときには、住民等に周知します。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

国連持続可能な開発サミット

平成27(2015)年にニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットのことであり、161の加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変

革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

●さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことで

次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 (2015) 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする国際社会共通の目標です。

持続可能な開発目標 (SDGs)

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

循環型社会

天然資源の消費量を抑制し、環境への負荷をできる限り低減される社会のことであり、「循環型社会形成推進基本法」で定義されて

います。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関して、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

スリーアールプラスリニューアブル 3 R + Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがあります。

生態系

ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。

生物学的酸素要求量 (BOD)

河川水などの汚濁の程度を示す指標で、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸

素の量です。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことがわかります。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、命一つひとつが個性を有しており、全て直接的、間接的に支えあって生きています。

●た行

第五次環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための 6 つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。

第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、平成 30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となることから、7 つの方向性を示し、国が実施すべき取組などについて記載しています。

脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村が、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画であり、「気候変動適応法」において策定するように努めることとされています。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。令和 3（2021）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」における「京都議定書」の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めた法律です。令和 3（2021）年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。

蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことであり、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。

適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。

デコ活

環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことで、二酸化炭素（CO₂）を減らす「脱炭素（Decarbonization）」と、環境に良い「エコ（Eco）」と活動・生活を組み合わせた造語のことです。

「【デ】電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）」「【コ】こだわることの楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）」「【カ】感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）」「【ツ】つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）」など行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする運動を展開しています。

●は行

パリ協定

令和2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、平成9（1997）年に定められた「京都議定書」の後継に当たります。

「京都議定書」と異なる点として、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を

講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

ヘムス HEMS

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのことを指します。エネルギー消費を可視化し、家庭の省エネ化に役立つシステムです。

ベムス BEMS

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立ちます。

●ら行

リサイクル

廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組の1つです。



第3次那珂川市環境基本計画
那珂川市役所 市民生活部 環境課

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL:092-953-2211

FAX:092-953-0688

E-mail:kankyo@city-nakagawa.fukuoka.jp